

ただいまの理事辞任に伴う補欠選任につきましては、先例により、委員長において指名することに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○野呂委員長 御異議なしと認めます。

それでは、委員長は、蔵内修治君を理事に指名いたします。

○野呂委員長 内閣提出、特定不況産業安定臨時措置法案を議題といたします。

提案理由の説明を聴取いたします。河本通商産業大臣。

特定不況産業安定臨時措置法案

〔本号末尾に掲載〕

○河本通商大臣 特定不況産業安定臨時措置法案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

わが国経済の現状は、長期にわたる内需不振に加え、昨年後半以降の急激かつ大幅な円高により産業全体が深刻な打撃を受け、企業体力の低下と雇用不安の深刻化が危惧されております。

とりわけ、原燃料価格の上昇、安定成長への移行に伴う需要の長期低迷等構造的要因によつて著しい過剰設備を抱えるに至っているいわゆる構造不況業種は、その不況が一層長期化し、かつ、深刻化しております。

このような事態を放置すれば構造不況業種に属する企業の存続を困難にし、雇用不安を生じることなど重大な社会的経済的混乱を引き起こすおそれがあるものであります。

こうした事態を回避するためには、一般的な景気拡大策あるいは従来から講じてきた短期の生産・価格調整等の対策のみでは不十分であります。構造不況業種については、その不況事態を招

いている共通かつ基本的な原因である過剰設備についてその処理を促進し、構造改善を進めることが現下の急務となつてゐるのであります。

本法案は、このような状況にかんがみ、構造不況業種について、その実態に即した基本計画を策定し、事業者の自主的な努力を前提としつつ、過剰設備の処理の促進等のための措置を講ずることによつて、構造不況業種の不況の克服と経営の安定を図ることを目的として立案されたものであります。

次に、この法案の概要を御説明申し上げます。

第一は、本法による措置の対象となる業種の指定についてであります。

本法においては、まず対象候補業種を、平電炉業、アルミニウム製錬業、合成繊維製造業、船舶製造業及び著しい過剰設備に起因する長期の不況を過剰設備の処理等によつて克服することが国民経済の健全な発展を図るため必要な業種として、関係審議会の意見を聞いて、この法律の施行の日から一年以内に政令で指定する業種に限定してあります。次いで、これらの対象候補業種の中から大部分の事業者の申し出があつたものを特定不況産業として政令で指定し、この法律による措置の対象とすることとしております。

第二は、安定基本計画の作成についてであります。

主務大臣は、特定不況産業ごとに、関係審議会の意見を聞いて、不況の克服と安定を図るための安定基本計画を作成することとしております。安定基本計画には、過剰設備の処理目標、設備の新増設の制限、事業転換等不況の克服と安定を図るための基本的な事項を定めるものとしております。

第三は、過剰設備の処理及び設備の新増設の制限についてであります。

本法におきましては、安定基本計画に定める過剰設備の処理その他の措置については、事業者が自主的に行うよう努めることを要請してあります。

しかしながら、事業者の自主的な努力のみをもつては、安定基本計画が円滑に実施されない場合で、特に必要と認められるときには、主務大臣は、関係審議会の意見を聞いて、過剰設備の処理及び設備の新増設の制限についての共同行為の実施を指示できるものとし、その指示に従つた共同行為は独占禁止法の適用を除外することとしております。主務大臣がこの共同行為の実施を指示しようとするときは、公正取引委員会の同意を必要とするとしており、また公正取引委員会はその共同行為の内容が一定の要件に適合しなくなつたと認めるときは、主務大臣に指示の変更等を求めることができることとしております。

さらに、本法におきましては、最近の厳しい雇用情勢にかんがみ、安定基本計画に従つて実施される過剰設備の処理その他の措置に関し、事業者は、その雇用する労働者の失業の予防その他雇用の安定に配慮すべきこととするとともに、国等は失業の予防その他雇用の安定等を図るため必要な措置を講ずるよう努めるべきこととしております。

第四は、特定不況産業信用基金についてであります。

特定不況産業信用基金は、本法に基づき、産業または金融に關し知識を有する者が発起人となり、大蔵大臣及び通商産業大臣の認可を受けて設立されるものであります。

この基金は、特定不況産業における計画的な過剰設備の処理を促進するため、安定基本計画に従つて実施される過剰設備の処理のため必要となる資金等の借り入れに係る債務を保証して、その資金等の融通を円滑にするものであり、その債務保証の原資は、日本開發銀行の出資及び民間の出資または出捐によるものとしております。

以上が本法案の概要であります。本法は、構造不況業種の不況の克服と安定を図るため必要な期間を勘案し、昭和五十八年六月三十日まで廃止するものとしております。

本法に基づくこれら施策は、構造不況業種の不

況の克服と安定に欠くべからざるものであり、構造不況業種をめぐる事態の重大性及びその対策の緊急性にかんがみ、ぜひとも早急に本法案の制定を図ることが必要であると信ずる次第であります。

以上が、この法案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○野呂委員長 以上で提案理由の説明は終わりました。

○野呂委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。渡辺三郎君。

○渡辺三郎委員 いま大臣から本法案の趣旨について御説明があつたわけでありませうけれども、ぜひお聞きしますけれども、この法案によつて何を通産省としてはねらつておられるのか。要するに、この法案を実施することによつて、今後短期あるいは中期の法律による効用といひますか、今日の特定不況産業を立ち直らせる、そういう意味での効用を確信を持っておられるのかどうか、まず最初、基本にお聞きしたいと思つております。

○河本通商大臣 いま政府がとつております景気対策あるいはまた産業政策は、一般的に景気浮揚による内需の拡大、こういう政策が基本であります。これによりまして、いわゆる構造不況業種はある程度経営内容が改善されると思ひます。しかしながら、オイルショック以降の深刻な影響を考慮いたしますときに、この一般的な内需拡大策だけではやはり構造不況業種問題は解決できません。その抱えております非常に膨大な過剰設備の処理というものを特別にこれを進めてまいりませんと、どうしても問題の根本的な解決にはなりません。

そこで、やはりこの際は、一般的な内需拡大策のほかに、この長期にわたつて過剰設備に悩んで

おります。いわゆる構造不況業種の体質改善を図っていかねばならぬ、その体質改善とは何ぞやという、それは過剰設備の廃棄である、このことによりまして構造不況業種は立ち直ることが初めて可能になる、このような理解のもとにこの法律をお願いしておるところでございます。

○渡辺(三)委員　そこで、いま、この法律の効用といいますが、過剰設備を処理する、こういうことによつて当面不況に悩んでいる構造不況業種と言われる産業を立ち直らせる、その一助にする、こういうふうなお話でございますけれども、この法律の実施によるデメリットといいますが、そういうふうな反面の状況も生まれてくるのではないかと、こういうふうには私どもは考えておるわけですが、けれども、その点についてはどのように御認識なさっておられますか。

○河本國務大臣　多分、デメリットと言われました内容は二割になるか五割になるかわからぬが、とにかくそれだけの過剰設備を廃棄すれば雇用問題にも相当の影響が出てくるのではないかと、こういうことをお指しになっておるのではないかと、思いますが、現在までにすでにある程度の合理化が進んでおりますから、雇用問題はある程度調整できているわけでありまして、しかしながら、やはり何と申しまして、相当大規模な設備の廃棄をいたしますと、当然雇用問題も起こってくるものと私どもは考えます。

一面、それでは何もしないでいまのままほうっておいたならばどうなのかということになりますと、これはやはり業界全体が壊滅的な打撃を受ける、日本経済全体にも非常に悪影響を及ぼす、こういうことになりまして、やはりこの過剰設備という大きな病氣というものはこの際手術をする必要があるのではないかと、手術をしないと体全体が悪くなる、こういう判断のもとに、雇用問題には十分配慮しながら過剰設備の廃棄というものを進めていかねばならぬと思ひます。

○渡辺(三)委員　よく構造不況というふうな言葉が使われますし、私どもも、ある意味では安易に、

不用意にそういう表現をすることが多いのでありますけれども、一体この構造不況というものの定義を大臣はどのようにお考えになっておられますか。

○河本國務大臣　これは先ほど法律案の趣旨説明でも申し上げましたが、オイルショック以降長期にわたつて相当の過剰設備を抱えておりまして、一般的な景気対策だけではどうしても立ち上がるのがむずかしい、こういう業種を指しておるわけでありまして。

○渡辺(三)委員　本法案の第二条に「特定不況産業」というのがございます。この中で、大臣が先ほど趣旨説明されたような、あるいはただいまお答えをいただいたような趣旨といいますが、そういう形で定義づけられておられると思うのです。一体、この場合の構造不況というのは、結局のところ資本主義経済構造、そういう意味での構造不況ということをして指して言われるのか、あるいは単に、極端な言い方ですけれども、オイルショック以降ああいう状況の中で一時的に需給のアンバランスがひどくできてしまつて、そして設備が非常に、やや中期的にといひますか、慢性的に過剰になっておる、こういうふうな狭義の範囲でこの構造不況という問題があるいは構造不況という問題を考へておられるのか、あるいはもっと根本的にいわゆる資本主義経済構造そのものから来る構造不況という御認識をなさっておられるのか、どちらでしょうか。

○河本國務大臣　資本主義全体の構造問題、こういうことではございませんで、オイルショック以降の需要構造の変化、それに伴つて当分の間設備の過剰問題が回復しない、長期にわたつて設備の過剰というこの一番むずかしい問題をどうも処理できない、こういう業種を指しておるわけでありまして。

○渡辺(三)委員　大臣も先ほど言われましたように、特にここ数年非常に過大な在庫を抱へ、あるいは過剰な設備を持ち、需給のバランスが非常に崩れてしまつて、そのためにきつめて深刻な不安定な状態に特定の業種が置かれておる、こういう

ふうなことでありますけれども、しかし、その原因あるいはそれぞれの不況産業と言われるものの現状、実態、これが必ずしも同じではないと思ふのです。時間があればこの指定を予想されている業種について細かに質問を申し上げてまいりたいと思ひますけれども、したがつて、これらの原因や現状、実態というものが必ずしも同じではありませんから、これから生まれてくる、あるいは生まれるべき有効な対策というものは、やはりそれぞれ違つた味を持つておると思ひます。

現に、これまでも個別の対策、措置というものがとられてまいつたわけでありまして、これからそれがどうしても必要だ、こういうふうには思ひます。強いて共通点を求めるとすれば、それは一般に設備が過剰だ、こういうことであるわけですが、しかもその設備廃棄あるいは格納、休止、こういう設備の処理、こういうふうなものを進めていくためにはどうしても特定資金が必要だ、こういうふうになつてきておる。この過剰設備を処理するといふ点の共通点、それから処理するに当たつてはどうしても特定の資金が必要だ、この点が強いと言へばこの法案の中で盛られて二つの目玉ではないかと、こういうふうには考へるのですが、その点の御認識はどうでしょうか。

○河本國務大臣　いま御指摘の二点が、一番の中心課題でございます。

○渡辺(三)委員　そうだとしますと、この法案の中でも言われております信用基金制度、これを新たに作る、結局のところはこれに尽きてしまふのではないかと、このあたりが中心でございますか。

○河本國務大臣　そこが一番大事な点であります。

○渡辺(三)委員　これは改めて少し後で話めたいと思ひます。

この法律の実施によつて過剰設備の処理、つまり格納、休止、廃棄、これが進められていつて、結局生産を減らす、その結果は生産を減らすといふことになるわけですが、そこで需給のバラン

スをとる。そうしてその過程では、減少した設備に見合つて人員の整理が出てくるだろう、そうした供給を減らして当該業種の安定を図ろう、こういうふうなことになる、といふと思ひますけれども、この場合、いまこの法案に示されております四業種、あるいはこれから対象にされるというふうな予測される特定不況産業、こういうものの製品の輸出あるいは輸入、この問題に関連して若干お聞きしておきたいと思ひます。

わが国でつくつてゐる特定不況産業に指定された製品、これが国内供給が過剰だ、したがつて設備の処理をしてその生産量というものを減らす、ところが、その減らした分が、必ずしもそれと正確に数字は一致するわけではありせんけれども、国外からの輸入がその分だけとつてふえてくる、こういうふうなことであれば、いまのわが国の経済の現状の中で、この需要供給のバランスといふものが均衡しない、こういうふうな結果になるのではないかと、非常に単純な一つの例でありますけれども、そういうふうには考へられるわけですか。こういう問題に関連して、一つの対外経済政策といひますか、あるいは日本の貿易構造といひますか、それをどのようにされていくのか、御見解をお伺いしたいと思います。

○河本國務大臣　一番の根本は、日本の産業、特に工業製品が外国に対して競争力を持つて、これが一番の根本でございまして、いま政府の進めております幾つかの産業政策も、国際競争力をどうすれば保持できるかということが中心でございまして。

〔委員長退席、中島(源)委員長代理着席〕
ある意味においては、今度の構造不況業種対策といふものも、構造不況業種の抱えております当面の問題を解決しながら、その業界が、その業種がいかにすれば国際競争力を保持できるかといふことを考へておるわけでございますが、いまの御質問は、そういう構造改善事業のさなかに、外国からの輸入といふものが仮に無制限に入つて

きたという場合には一体その関係はどうなるのか、こういうことでございます。

わが国は、御案内のように貿易立国でございますし、自由貿易の原則としておるわけであります。自由貿易の原則が崩れますとわが国の経済というものは保てないことになります。でありますから、よほどの場合でない限り輸入制限をするという事は避けなければならぬ、これは当然のことでございます。しかしながら、構造不況業種対策を進めておる間は、できるだけやはり大きな影響が出てこないように当然配慮しなければなりません。しかし、それは行き過ぎますとやはり自由貿易の原則に反する、こういうことにもなりますので、そういう点を十分考えながら、いわゆる安定基本計画、どうすればその業種、業界が立ち直ることができるかというその計画をつくることにはなるわけであります。その場合に、貿易のことも十分配慮しながら当然つくられる、また、つくっていかねければならぬ、このように私も考えております。

○渡辺(三)委員 いまの問題ですけれども、この法案だけでいま申し上げました貿易関係、対外経済関係の改善がなされていくとは、もちろん私も考えておりません。その他のいろいろな措置があると思うのです。しかし、結局現在の需給のバランスが非常に崩れておるといふような前提の上に立つて共同行為として設備を処理していくわけでありまして、それだけ事実上縮小するわけでありまして、その縮小された分だけ同じ製品が外国から今度は輸入を拡大されるというふうなことであれば、対外収支の面では改善されるかもしれないけれども、しかし、実際問題として、そのことによって特定されるこの不況業種が非常に体質が改善されたというふうなことは必ずしもいえないのじゃないか、こういうふうなことを考えます。

それで、この問題については、そういうわが国内の生産設備の縮小あるいは処理、これが即外国に依存をするというふうな形をそれこそ構造的

に今後継続的に行われていくのだとすれば、非常に私は問題があるように考えるわけです。たとえば、卑近な例として繊維の問題を取り上げますと、この発展途上国からの追い上げ——繊維関係の中でのその製品によりますけれども、追い上げが非常に激しいという状況の中で、繊維業界は非常に苦勞している一面があるわけですから、こういう問題を考えてみても、この問題は非常に大きな問題を含んでいるのではないかと申すのです。したがって、いま大臣が、安定基本計画をつくる際にその面については慎重にも慎重を期した配慮が必要だ、こういうふうにおっしゃられたわけですから、安定基本計画を策定される場合に、この対外経済上の諸問題というものも十分に計画策定の中で入ってくるというように確認をしてよろしいですか。

○河本國務大臣 私は、構造不況業種の問題は、過剰設備の廃棄をいたしますと、当面の問題は大部分解決できると思っております。

ただし、科学技術は日進月歩でございますし、工業の技術も日進月歩で進んでおるわけでありまして、絶えず新しい、世界全体に対して競争力のある設備というものを次から次へやはり新陳代謝をしていかなければならぬ。ある程度の設備を廃棄すればそれで事終わりということでは、これはまた別の意味においてその産業は当然疲弊するわけでありまして、引き続きやはり日進月歩の科学技術に先んじて進んでいく、それぐらいな考え方がやはり当然必要だと思っております。

その意味におきまして、繊維産業をいま具体的に例を挙げてお話がございましたが、御案内のようないま事情で近隣諸国からの追い上げというものが大変厳しゅうございます。そこで、この過剰設備の廃棄をいたしても、依然として近隣諸国からの追い上げという問題は残りますから、その場合には、やはりこれまでのつくっておりました業種をある程度高度なものに転換をするとか、あるいは生活の多様化に応じてそういう新しい対応を

していくとか、そういう工夫と努力がやはり引き続きいて当然である、過剰設備の廃棄だけでは問題は全部解決されるものではない、このように理解をしております。

○渡辺(三)委員 それからもう一つ、この制度の実施あるいは施策の推進によりまして、構造改革、構造改革の確固たるビジョンが生まれてくるのか。いわゆるこの法律によって今後指定をされていくであろう特定不況産業の構造改革といえますか、構造改善といえますか、そういう点がこの法律の施行、推進によって明確なビジョンが生まれてくるのかどうか、この点はぜひ伺いをしておきたいと思っております。これは今後の業界のありよういかにというふうな問題でもあるというふうな考えをわけです。この法律の施行によって、共同行為によって積極的に設備が処理される。その結果、一体どうなるのか、一体どれだけの生産量が必要かつ妥当なものなのか、こういうふうな点の尺度といえますか見通し、あるいは通産率のいまの時点で考えておられる基準、こういうふうなものとはどのようなものかという点ともかわり合せて、いまの点について大臣の基本的な考え、見通しをひとつお聞かせいただきたいと思っております。

○河本國務大臣 これは、構造不況業種と現在想定されておりますものが十幾つかございまして、その業種ごとによりまして対応は違ってくると思っております。ある業種は大体二割前後の設備の過剰ではないかと思われる業種もあれば、あるいは三、四割、中にはひどいのは六、七割も過剰ではないか、このように考えられる業種もございまして、したがって、業種ごとに対応の仕方はいろいろ違うと思っております。ただし、世の中は次から次へ変わっておりますから、やはりそういう将来の世の中の移り変わりということもある程度展望しながら、当然現在の過剰設備問題に対処しなければならぬと思っております。

○渡辺(三)委員 業種ごとにその実態も違ふし、あるいは対策、もっと具体的にこの設備の処理の

規模、これが違うということは私も認識しておりますし、先ほど私も申し上げました。しかし、設備を処理していくという点では全く共通しておるわけですから、そのためのこの法案でありますから、そういう意味で、それぞれの業種ごとにいわゆる安定基本計画が樹立をされて、そしてそれが仮に実施の段階に進んでいく、その場合に、それぞれの業種ごとにお立てになる安定基本計画、あるいはそれを進めていくというそれぞれの業種ごとの確固たる一つの見通しというものがなければ、私は余り意味がない、こういうふうな考えをわけです。たとえばいま時点だけで判断すれば六割の設備過剰だ、あるいは二割の設備過剰だ、だからそういうふうな過剰設備の処理を進めていく、しかし、二年たつてみたら、あるいは三年たつてみたら、これは設備の処理のし過ぎだった、したがって、改めて今度は二割、三割の新増設をやらなければならぬ、こういうふうな繰り返してあつては余り意味がないのじゃないか、私はこういう気がするわけです。

ですから、当然これに対しては、こういう法律をおつくりになってそしてそれを実施するからには、しっかりと見通しとビジョンというものがやはりなければならぬ、こういうふうな考えをおるわけなんです、その点、重ねて伺いをしたいと思います。

○河本國務大臣 おっしゃるとおりでありまして、たとえばいま構造不況業種と目されまして設備が何割か余っておりますけれども、しかしながら、その業種は数年先には必ず設備が不足を来すであろう、そのように考えられておる業種もございまして、そういう業種は、廃棄するよりもむしろ凍結しておいた方がいいのではないかと、こういうことも研究しなければならぬと思っております。でありますから、業種ごとにそれぞれ対応の仕方は違ってくると思っておりますけれども、やはり少なくともここ数年の間は確固たる見通しというものを立てなければならぬ、そのためには各方面の知恵を拝借しなければならぬと思っております。た

だ、何しろ世の中はこういう激動の時代でありまして、数年前先くらくいまではおおよその見当はつきすけれども、しかし、十年先とか十五年先になりますと、日本経済も大きくなりましますし、世界経済も大きくなりましますから、そのときにはまた当然需給関係も変わってくると思います。あるいはそういう場合には新しい設備が必要になる、こういう場合もあるかと思いますが、少なくともここ数年の間の確固たる見通しは必要だと思ひます。

○渡辺(三)委員　そこで、これは業種ごとに細かく詰めていかなければ一般論に終わってしまひますけれども、いま大臣の御答弁の中にもありましたが、いま確かに非常に設備が過剰だ、これだけでもって設備処理の内容が安易に廃棄処分というふうな形だけが先行していくということになれば、経済の激動期だけに非常に大きな問題を残す結果にもなりかねない。したがって、これは格納、休止というふうな問題等について十分にその効用を考えていかなければならないのではないかと。私どもの見解から言へば、むしろ格納、休止を先行させるべきであつて、設備の廃棄というふうな問題は慎重の上にも慎重を期さないと誤りを招く結果になりはしないか、こういう点を一つ心配していることを申し上げておきたいと思ひます。

少し中身に入りたいと思ひますが、通産大臣それから公取委員長は、三月三日の本委員会、この法案の中にあります安定基本計画、これは一種のガイドラインあるいは目安だ、このように言明されたと思ひます。つまり、業界自体の計画と実施があくまでも基本だ、こういうことだろつと思ひますけれども、そういう点に私はまだ若干の疑問を感じておるわけでありまう。安定基本計画が一種の単なる一言えは極端になるかもしませんが、一種のガイドラインだ、目安だ、こういうふうに言われておることと関連をして、いまの点は一体どうでしょう。

○河本國務大臣　先ほども申し上げましたように、少なくとも数年間を展望いたしましてあるいはまたそれ以上を展望いたしまして設備の廃棄をやつていくということでありまして、そのための安定計画であります。安定計画は中身はどういう意味を持つておるかというお話でございまして、それは一種のガイドラインである、こういう趣旨のことを申し上げたわけでございます。

○渡辺(三)委員　業界自体の計画と実施が基本になるといふことは、この法案の中身を見てわかるわけですが、しかし、結局は、業界の自主努力といふんです、それだけではこの深刻な不況の中で、あるいは指定を予定されております業界の実態からして、だめだというふうに見ておられるんだと思ひます。そういう危険というか危惧を非常に強く感じておられるのだと思ひます。したがって、この法案の表現によれば指示カルテル、こういうふうになつていくんだと思ひますけれども、ここでお願いしたいのは、指示カルテル発動の条件をできるだけ具体的にお述べいただきたいと思ひます。これは局長で結構です。

○濃野政府委員　お答え申し上げます。

先ほどから大臣の御答弁にございますように、私ども、いわゆる構造不況業種のいわば一般的な全体を通じての共通の問題でございまして過剰設備の処理、これを進めるのも事業者の自主的な努力を前提にするという基本的な考え方をずっと持っておりますし、今回の法律をつくりまうときも同じ考え方で、したがって、法律の第四条等に「事業者の努力」といふような規定をわざわざ設けたのもそういうわけでございまして、先生御指摘のように、それではこういう事業者の広い意味での自主的な努力、これでどうしてもだめなときにとどうするか。やはり一つのガイドラインであるといふえ、将来の姿を描きまして安定基本計画に沿つた設備の処理をすることが問題の基本的な解決であるといふ以上、最後にどうするかという問題が出てまいります。

それがいわば共同行為の指示でございまして、その要件としたしましては、その第五条に書いてございまして、一つは、そういう自主的な努力だけではどうしてもできないという見通しがあるということ、それから第二は、国の立場から見まして、こういう安定基本計画をつくらうにもかかわらずそれが進められない、ほうつておいては当該業種のみならずもつと広い意味で国民経済全体にいろいろな影響を与え、経済の発展に支障を及ぼす、そういう場合にこの指示カルテルを発動する、こういうことにしたわけでございます。この設備処理を実施することを確保するための最後の手段として指示カルテル制度を設置したい、こういうことにしたわけでございます。

○渡辺(三)委員　しかし、指示があつても、事業者間で具体的に決まらなければ、実際問題として共同行為による設備の処理というものはできないわけですね。強制力はないわけでしょう。どうなさいませうか。

○濃野政府委員　いわゆる指示カルテルと言われたいは、強制力はないことは御指摘のとおりでございます。ただ、現在のいろいろな経済体制、しかも設備処理という大変大事な各事業者にとつても非常に基本的な問題につきまして、これをスムーズに進めていくためには、この指示カルテルという言葉は非常に強制的なお話を与えますが、この設備処理については、私どもは関係業界の方々とずっといろいろな説得や話し合いのもとに進めていくわけでございますし、業界全体がまとまつて設備処理ができないという場合には、これは幾ら上から一方的な指示をしても進まないわけでございます。国と関係業界が一致して話し合いを詰めていきまして、そして一つの見通しをつくらう、この指示カルテルによつて共同行為を結成し、そして独禁法上の調整を図りながら設備処理を進める、これがこの規定の本旨でございます。

規制、これが盛られたというのも通産のサイドに立つて見れば理解できます。しかし、これは大変な問題を含みますから削除して指示カルテルを残したわけでしょうけれども、いま局長がおっしゃいましたいろいろな方法、手段、いわゆる強力な行政指導というふうなことになるのでしようが、その点について、いまこういう方法がある、ああいうことを考えているというふうな具体的の中身があれば、できるだけ具体的ににおっしゃつていただきたいと思ひます。

○濃野政府委員　いわゆる設備処理につきまして、この法律が御審議の上、法律として成立をしたその後にございましては、法文に定めるところによりまして、安定基本計画、そして自主的な設備の処理、最後の仕組みとして指示カルテル、こういうことになるわけでございますが、現在、それではどの業種についてどういふことをやるかというところを、具体的に私どもの中で詰めておるわけではございません。

ただ、構造不況問題は、すでに昨年以来、個々の業種につきまして、問題が非常に詰まつていくところもございまして、なおこれから検討するところもございまして、たとえば、いま先生の御質問にお答えをいたしますと、平電炉業界の問題等はいわば一番早く問題が詰まつた業種でございます。これを見ますと、むしろ私も通産省が、関係の平電炉業界の個々の業者の方と全体として見た設備処理の目安をつくりながら、個々の業界の方がその目安を前提にして、一体自分としてはどういふ処理を自分の会社ないしは自分のグループの中でするかというのを個々に詰める、そして御案内のとおり、全体として大体三百三十万トンを目標とした設備の処理を進めていく体制をつくる、こういうことで、いわば行政指導を中心に進めてきたわけでございますが、今後この法律ができましたときにも、指示カルテル制度という最後の制度に行きます前には、同様に関係業界と私どもそれぞれ主務大臣との間のいろいろな調整、話し合い、これが進められるのではない

か、こういうふうには私に考えております。

○渡辺(三)委員 次に、公取委員長にお伺いをしたいと思いますが、今次不況期における独禁法上の不況カルテル、これは何々がございますか。

○橋口政府委員 今次不況を昭和四十九年以降というふうに一応時間的に限定をいたしまして申し上げますと、昭和四十九年以降不況カルテルを実施いたしました商品の品目は、十品目でございます。そのうち、現在実施中のものは六品目でございます。それで、内容的に申しますと、生産供給数量等の制限をいたしましたのが四品目、それから設備の制限をいたしましたのは三品目、それから設備制限と数量制限とを組み合わせたものが三品目、合わせて十品目でございます。

なお、現在実施中の六品目の商品名を申し上げますと、短繊維紡績糸、梳毛糸、塩化ビニール樹脂、外装用ライナー、中しん原紙、石綿スレートでございます。

○渡辺(三)委員 現在実施中のもの六品目、そうすると、アルミニウム板、これは終わったのですか。

○橋口政府委員 アルミ板はすでに終了いたしております。

○渡辺(三)委員 ちょっと細かい問題で恐縮ですが、いつ終了したのですか。

○橋口政府委員 本年の二月末でございます。

○渡辺(三)委員 公正取引委員会として、この構造不況業種の設備廃棄の規模が適切なものであるかどうか、この判断の観点といえますか基準、これはあくまでも産業界、たとえば通産省なりあるいは運輸省なり農林省なり、これとは違った観点から公正取引委員会の性格上あるのではないかと、いうふうに思うわけですね。もし全く同一のものであるとするならば、本法案の第十二条の「同意」の意義は余りない、こういうふうには私に考えるわけですか。この判断の観点といえますか、基準といえますか、これはどこに置いておられるのでしょうか。

○橋口政府委員 先ほど来通産省との間に御議論

が展開されておったのでございしますが、通産省からのお答えと私の考えとは全く同一でございますけれども、多少敷衍して申し上げますと、設備の保有、拡張、縮小、凍結あるいは廃棄というよう

な行為は、個々の事業者にとりえられた基本的な権利であると思っております。したがって、個々の事業者の判断におきまして設備を廃棄した方がよい、こういう決意があれば、それはそれで実行は可能でございします。ただ、個々の事業者として判断に苦しむ場合がございしますから、仮にこの法律が成立いたしましたら安定基本計画がございしますと、それは確かに一つの目安になると思っております。したがって、その目安に基づいて個々の業者なりあるいは業者が共同して設備廃棄の行為を行うという場合には、先ほど来御指摘がございしましたような現行の独占禁止法の二十四条の三による過剰設備の廃棄カルテルの認可ということも、方法としては可能であると思っております。したがって、そういう公正取引委員会が独自に判断をいたします場合にも、もちろん主務省に協議をいたしたり、いろいろ資料その他をちょうだいしたりあるいは調査を行うということになると思っております。仮に安定基本計画がございまして、それに基づいて業者が共同して設備廃棄の申請をする、あるいは主務省において指示カルテルを発動される、その場合に公正取引委員会に同意を求めると、こういうケースが起り得るわけでございます。その際、どういう立場から判断をするか、こういうお尋ねであらうと思っております。

もちろん、私どもの方といたしましても、安定基本計画というものは十分参照いたします。これは先ほど来議論がございしましたように、長期の展望というものはなかなかむずかしいと思っておりますけれども、現在得られる最新のデータあるいは最善の調査結果に基づいて作成された基本計画でございしますから、それはそれなりに人事の限りを尽くしたものの評価をしてよろしいと思っておりますから、まず、この基本計画というものを十分参照いたします。ただ、公正取引委員会は産業政策

の立場にのみ立つものではございせんので、独占禁止政策という立場を基本的に堅持するものでございしますから、したがって、ユーザーの立場あるいは消費者の立場というものもやはり長期的に十分考えてまいる必要があると思っております。したがって、私どもの判断といたしましては、原則的に申し上げますと、どう考えても過剰になるだろうと現在において確認される絶対的な過剰分について同意を与える、こういう基本的な考え方をとるべきではないかというふうに考えておるのでございします。

○渡辺(三)委員 時間が余りありませんので、きょうは少し先を急ぎますけれども、労働省は見えなくなっておりますか。

次に、労働省にお伺いをしたいのですが、現在のいわゆる完全失業者の数はどのくらいになっておりますか。

○細野政府委員 本年の一月におきます完全失業者の実数は、百二十六万でございします。ちなみに失業率で申し上げますと、季節調整済みでございしますが、二・〇五でございします。

○渡辺(三)委員 それから、これは最近の一番近い数字を明らかにしていただきたいと思います。求人倍率はどのくらいになっておりますか。

○細野政府委員 有効求人倍率でございしますが、手元にあるのは十二月で〇・五四、それから一月は、ちょっと記憶で恐縮でございしますが、〇・五二であったように記憶しております。

○渡辺(三)委員 これも労働省でありますけれども、本法が成立をして、仮に共同行為による設備の処理が進んでいった場合の雇用動向、これをどのように見通しておられますか。

○細野政府委員 一般的に雇用失業情勢は非常に深刻な状況にございまして、そこへ御指摘のように構造不況業種等からの離職者が発生する、あるいは円高の影響というふうなものがございしますから、そういう意味で、いましばらく容易でない状況というものが続くのではないかと、こういうふう

に考えているわけでございます。

○渡辺(三)委員 ちょっとはっきりしないのですが、もっと簡潔に言いますと、この法律が成立をして設備の処理が共同行為として進んでいく、こういうふうになった場合に、いまおっしゃるやうに今日の雇用情勢というものはきわめて厳しいわけでありまして、それに一層拍車がかかる、失業者がもっとふえるだろう、こういうふうに見通されておりますか。

○細野政府委員 失業全体の見通しにつきましては、すでに政府の見通しがございまして、五十二年度に比べて五十三年度の場合には年平均としては五万ほど減るのではないかと、こういう見通しを立てているわけでございます。しかし、それはあくまでも七%成長ということで、景気全体がある程度持ち直してくるというのを想定しているわけでありまして、その影響が出てくるまでの過程の前半等におきましては、先ほど申しましたやうに、円高の影響とか、こういう構造不況業種等から離職者が出てくるというふうなことで、雇用失業情勢が容易でない状況がしばらく続くのではないかと、こういうふうに見通しているわけでございます。

○渡辺(三)委員 現在の雇用情勢が非常に厳しい、そしてまた、いまおっしゃいましたように、五万人程度の改善というものがなされるその前提としては、七%の経済成長というものが必要だ、このことは予算委員会なりその他の議論の過程も私も知っておりますから、一般論としてわかります。ですから、七%が達成できるかどうか、こういうふうなことから私は問題提起しているのではなくて、本法案が実施に移されて、そして設備の共同処理というものが進んでいく、そうすることによって、この事業の展開によって失業者がさらにふえるのではないかと。全体的に昭和五十二年度と五十三年度の見通しがどうかというふうな年度間の比較、こういうことをお聞きしているわけではなくて、また、経済成長七%がどうなるかというふうな議論を土台にしてそのことをお聞きしているのではないかと、この法律の施行によって共

同行による設備廃棄が進む、あるいは格納、休止が進む、このことによつて失業者の増大ということがないのかどうか、それをどのように見通しておられるのか、こういう質問です。

○細野政府委員 構造不況業種関係につきましては、御存じのように、離職者臨時措置法がすでに昨年できておるわけでありまして、そういう意味で、この法律のあるなしにかかわらず相当数の離職者が発生するだろうということをある程度見込んで物を考えているわけでございますが、この法律ができることによつて離職者の数がふえる、あるいは促進される、そういう側面があることは否定できないと思います。

○渡辺(三)委員 そこで、労働省の立場で言えば、いつの場合でもそうでありませうけれども、とりわけ今日のような深刻な雇用情勢の中では、たとえそれがどのくらいの数字になるかは別として、失業者の一層の増大、このことはきわめて遺憾な現象だ、好ましくない状況だ、当然そうなると思うのです。しかし、この法律が実施をされていくことによって、特定不況産業の経営が安定をする、あるいは立ち直る、こういうふうなことが明確に出てくれば、先ほど私が言った労働省サイドの、それだけの単純な観点からだけ物は見られないと思います。それは私も十分に理解しておるつもりです。しかし、また一方翻つて、この法案の目的にもありますけれども、いわゆる特定不況産業の過剰設備を処理する、そして指定された業種の経営の安定を図る、これだけでではなくて、これと今日最大の政治課題になつておる雇用問題、これが全く密接不離の関係でとらえられなければ大変な問題が一面では起きるというふうに私は考えるわけです。ですから、この法律の目的としては経営の安定ということが強調されるわけでありませうけれども、これと雇用問題というものを切り離して考えるわけにはいかないだろう、こういうふうな御認識をなさつておるのですか。

○細野政府委員 ただいま先生おっしゃいました

基本認識は、全く私どもも同じでございます。そういう意味で、この御審議いただいております法案と、それから先般成立いたしました離職者臨時措置法とは一体的に運用していくべきものではないかというふうに考えておるわけでありまして、そういう意味で、全体としての雇用の安定というものについて事業所管官庁とも十分御相談をして、雇用の安定について遺憾なきを期してまいりたい、こういうふうにご考慮願ひたいわけでございます。

○渡辺(三)委員 そこで、お伺いしますが、本法案に言う共同行為の実施に關して主務大臣が設備の処理等に係る指示ないしは勧告などを行う場合、労働大臣としては当然雇用の安定について重大な関心を持たなければならぬわけでありませうし、それぞれの主務大臣と協議をしなければならぬ、こういうふうな考え方が当然出てくるのではないかとこのように思います。これは、この前の本会議の趣旨説明に対する代表質問の際にも、大體似たような趣旨のことが言われたのではないかとお思いますけれども、この主務大臣との協議の問題について労働省はどういう御見解ですか、改めてお伺いをしたい。

○細野政府委員 先ほど来先生お話しございましたように、雇用問題にも非常に密接な影響を持つておる法案でございますので、この法律の運用に当たりましては各事業所管大臣と労働大臣とが十分協議をして、その運用について雇用の安定という側面を十分配慮して進めていただく、こういう体制に現在なつておるわけでございます。

○渡辺(三)委員 いまの問題について、通産大臣に一言だけお伺いをしたいと思います。いま雇用問題を中心に若干労働省に質疑を行いましたけれども、いまの問題に限つての労働大臣との協議、この問題について通産大臣はどのような御見解をお持ちでしょうか。

○河本國務大臣 一番当初に申し上げましたように、今度の法律に關連をいたしまして最大の課題の一つは雇用問題でございます。したがしまして、

雇用問題に対しては十分な配慮を当然払つていかなければならぬので、審議会等におきましても組合の意見も十分聞くことにしておりますし、あるいはまた、労働大臣ともどう対処すべきかという点について十二分の相談をいたしまして、万端漏なきを期してまいりたいと思ひます。

○渡辺(三)委員 労働省からあと一、二点だけちよつとお伺いしたいと思います。

さきの国会において議員立法として成立をいたしました特定不況業種離職者臨時措置法、この第二条第一項の特定不況業種を定めておる政令、これは去年の十二月二十六日に公布されたはずであります。その後さらに追加を含めて現在全部で何業種ですか。これは確認のためにお伺いしたいのですが、追加を含めて三十二業種かというふうに私は認識をしておりますけれども、これで間違いありませんか、その後さらに追加がありますか。

○細野政府委員 御指摘のように、対象業種は三十二業種で、関係の労働者数で見ますと百四十四万というところでございます。

○渡辺(三)委員 いま申し上げました離職者臨時措置法と本法案のかかわりについて、若干御説明をいただきたいと思ひます。

○細野政府委員 ただいま先生がお読みになられました離職者臨時措置法の二条に、この臨時措置法の対象になる特定不況業種の定義として、法令に基づく行為または国の施策に基づいて事業規模の縮小等を行う、そういう業種なのだという定義があるわけでございます。そういう意味から申しますと、まさに今回の法案というものはそこになるわけでございます。そういう意味で、先ほど申し上げましたように、御審議いただいております法案と離職者臨時措置法というものは表裏一体的なものでございまして、雇用の安定という観点から離職者対策の方が先行してきておる、こういう形になるものではないかというふうに考えておるわけでありませう。

○渡辺(三)委員 もう一つだけ。雇用安定事業としての景気変動等雇用調整事業と事業転換等雇用調整事業、これとのかかわりも、いま局長が言われたような点で総括して理解してよろしいのですか。

○細野政府委員 お尋ねの雇用安定資金制度の中に二つございまして、事業転換の方のいわば中長期的に見て事業規模等を縮小していかねければならぬというものにつきましては、こちらの方は離職者臨時措置法そのもので、いわば同じ規模で適用するということが明記されているわけでありませう。景気変動の方は、実はその点性格が違ひまして、本来の性格からいいますと、一時的に休業等によつて耐えている間にその事業が立ち直るといふことを前提にしている制度でございますから、こちらの方は当然自動的に適用になるという性格のものではないと思ひますが、運用に際しましては十分配慮してまいりたい、こういうふうにご考慮願ひたいと思ひます。

○渡辺(三)委員 次に、通産省の産政局長にお答えをいただきたいと思ひますが、従来、通産省は、産構審ないしは各局長の諮問機関に諮つて政策や行政の基礎を固めてきたといひますか、つくつてこれらと思ひます。本法案を運用するに当たつて審議会の果たす役割りは非常に大きい、このようにこの法案の内容を検討させていただきます。ただいま私は考えておるわけですが、今度の安定基本計画は、従来の審議会や諮問機関とどういふ関係になりますか。

○細野政府委員 お答え申し上げます。御指摘のとおり、この法案の運用に当たりまして、いわゆる産構審を初めといたします関係審議会の果たす役割りは大変重要だと考えております。

まず第一に、産構審自身の運用につきましましては、私ども、従来からさうございまして、今後ともそのつもりでございますが、たとえば特定不況産業の業種ごとにそれぞれの部会なりあるいは小委員会を設けて、そこに幅広く関係者の方

の参加を願って審議をするという体制を今後とも続けていかなければならない、かように考えております。

第二に、この法案の第二条の第四項に書いてございすように、どの審議会を使うかということ、その目的からみて適当と認められる審議会（これに該当する審議会がない場合にあっては、産業構造審議会）というふうになつております。したがって、産業構造審議会以外に、本来もつとこの問題を審議するに適當な審議会があればそれを優先して使うというふうになつております。たとえば繊維関係につきましては、私ども組織の審議会を持っておりまして、あるいは特定不況産業の中には船舶製造業というところで船舶等も入っておりますが、これにつきましては運輸省所管の審議会をお使いになるというふうな運用の仕方になるのではないかと、こういうふうな考えております。

○渡辺(三)委員 いま局長からお答え願った点は、さらに詰めて御質問申し上げようと思つておつたわけでありまして、二条の「適当」と認められる審議会「あるいは三条の「関係審議会」それから「共同行為の実施に関する指示」の条項の中で言われておる「関係審議会」、これはいま資料を持っておればここで具体的に明らかにしていただくかと思ひます。資料がなければ、あるいは記憶が定かでないければ、細かい問題でありますから、いずれかの機会を見て明らかにしていただきたいと思ひますが、その点はどうかでしよう。

○濃野政府委員 今後の運用でございすので、法案御審議の上、成立後、具体的にどこを使うかというところはその問題なかもしれません。が、私どもがたまたまのところを予定してありますのは、先ほども申し上げましたように、繊維関係につきましては繊維工業審議会、これがこういう問題の審議の場になるのではないかと、たとえば合繊関係、綿紡、毛紡というふうな繊維関係は繊維工業審議会ではないかと思ひます。その他の通産省所管の業界で、私どもがたまたまこの法律

施行後対象業種の候補として法定しております平電炉等を除きまして、たとえばフェロアロイ業界あるいは肥料、段ボール原紙等々幾つかの業界がございす。これは大体、産構造審議会にそれぞれ専門の部会をつくりまして、その部会で審議をしていくというふうなことを予定してあります。

なお、この法律案にございす造船等につきましては、運輸省船舶局長が来ておりますので、船舶局長から御答弁を願ひたい、かように考えております。

○謝敷政府委員 この法律案に特定されております船舶製造業につきましては、運輸省に設置されております海運造船合理化審議会の関係部会に審議をしていただく予定にしております。

○渡辺(三)委員 これはさらに後の機会にもう少し正確にあるいは細かに具体的にお尋ねをしたいと思ひますが、いま産政局長が言われた繊維工業審議会、それから産構造のそれぞれの部会ないしは小委員会、たとえば鉄鋼部会平電炉小委員会であるとか、あるいはアルミ部会であるとか、さらに、いま運輸省の船舶局長が言われた海運造船合理化審議会、いま名前が出ましたこれらの審議会は、当該産業の、たとえば従業員の代表といひますか労働者の代表といひますか、こういう方も入つておるところでしやうか。

○濃野政府委員 現在までの私どもが長期の見通しをつくりましたりその他の審議をお願いした部会におきましては、アルミを除きまして、各部会あるいは小委員会に關係の労働組合の代表の方の委員としての御参加を得て運用してまいりました。なお、アルミにつきましても、今後労働組合の代表の方の委員としての参加を願ひ予定にいたしてあります。

○渡辺(三)委員 運輸省もついでに。

○謝敷政府委員 海運造船合理化審議会には労働側の代表も入つておりますし、今後審議の予定といたしましては、必要があれば専門委員等の追加等も検討してあります。

○渡辺(三)委員 時間がほとんど残つておりませ

んから、きょうの段階は、あと基本的な問題について一、二お伺いをして、残つた点は後日に譲ります。

私は、この法案の実施による特定不況産業の経営安定への一つの誘導政策といひますか、あるいはその効果、これはある一定の限度内では認められると思ひます。しかし同時に、一面大きな危惧も感じております。その最も大きな点は、まず第一には、今日の重要な政治課題の一つでありまして雇用安定という観点から、本法の十條には触れられておりますけれども、この法案の目的からは欠落している、この点が第一点であります。あるいは、特定不況産業における不況の克服と経営の安定を図ることが根本において雇用の安定にもつながる、こういうふうな認識があるかもしやせん。また、この法案の性格は、当面特定の不況産業をとにかくにも立ち直らせるといひますか、それが直接の目的であつて、雇用安定は他の法律にゆだねるべきだ、こういうふうな言ひ分もあるかもしやせん。しかし、それはきわめて一面的な片手落ちの政策であつて、法案第一条の目的をかみしめればかみしめるほど、雇用の安定といふものは不可欠だ、したがつて、これは明確に目的の中にも明らかにしておかなければならないことではないか、こういうふうな考えるわけでは。

しかも、この法律の発動に伴つて雇用不安の深度が一層深まるということも否定できない面がありますから、なおさらのこと、雇用の安定に対する確たる姿勢と細心の手だてが必要なのではないか、こういうふうな考えておるわけでは。同時に、関連する中小企業者の経営の安定についても同様のことが言える、このように思ひます。さらににはまた、この法律による共同行為をスムーズに進めようとするれば、そこに働く労働者の意思も反映された全体のコンセンサスというものが前提にならなければ、いたずらに混乱を招くだけのことになるのではないかと、こういうふうな考えるわけでありまして、ひとつこの点についての大臣の御見解をただしたいと思ひます。

○河本國務大臣 先ほど労働省からも御答弁がございまして、昨年末に成立をいたしました離職者対策法とこの法律は表裏一体の關係になるというお話がございましたが、私どもの認識も全くそのとおりでございす。しかしながら、こうして計画的に設備の廃棄をするということになりますと、当然雇用問題が発生してまいりますので、この問題に対してはあらゆる角度から慎重に対処していかなければならぬと考えております。それにつきまして、先ほども申し上げましたように、審議会を通じて労働側の意見を聞き、あるいはまた、労働大臣とも相談しながら万全を期していこう、こういう構えで雇用問題に対しては格段の配慮を払つていく所存でございす。

○渡辺(三)委員 さらにもう一つ危惧を感じる点としましては、指定を予定されております特定産業の中には、本法による設備の処理内容いかんによつては地域経済に著しい悪影響を及ぼす場合もあり得る、こういうふうな考えます。そうした場合、地域経済の動向に責任を持ってあります関係都道府県知事あるいは関係市町村長、この意向をどうくみ上げるかといふふうな配慮が非常に重要なことではないか。残念ながら、提示されましたこの法案の原案には、必ずしもそのことが十分に規定されておられません。これはきわめて大事なことでありますから、何らかの形で法案の補強をすべきだ、こういうふうな考えるわけでは。

きょうは最初の質問でありますから、今後の審議を通してそれらについてはさらに質疑を行い、意見を交わし合つていきたい、こういうふうには思ひますけれども、この都道府県知事なり市町村長の意向の問題についても、大臣からひとつ見解を承りたいと思ひます。

○河本國務大臣 いま御指摘がございしましたが、地域経済に非常に大きな影響もございす。あるいは中小企業、下請にも非常に大きな影響がございす。したがつて、そういう方面からのいろいろな意見が安定基本計画等をつくる段階におきまして何らかの形で反映するように、たとえば審

議会等に臨時の委員で入っていただくとか、何か
そういう工夫をいたしまして適切な対策を考えて
いきたいと思っております。

○渡辺(三)委員 約束の時間も参りましたので、
実はきょうは、先ほどきわめて事務的なことをお
伺いしたところで終わりましたが、せっかく運
輸省の船舶局長もお見えになっておりますし、そ
れから大蔵省の特別金融課長も御出席をいただ
いたわけでありますが、残念ながら時間がございま
せん。大蔵省関係は、特に信用基金の運用にか
わって技術的な細かい問題も質問を準備してお
りました。限られた時間で各野党の質問一巡とい
ふうな理事会の申し合わせもありますから、以上
をもってきょうの段階では終わらしていただい
て、残した分については、いずれ時間が許せば機
会を見てやらせていただきたいと思います。この
私の質問を終わりたいと思います。

○中島(源)委員長代理 後藤君。

○後藤委員 私は、本会議の代表質問をさせて
いただいたわけでございますが、どうも本会議場
における御答弁はすれ違っておったところが十分
あるかと思うわけでございまして、きょうはそれ
をもう少し掘り下げて御質問を申し上げたいと思
います。

〔中島(源)委員長代理退席、山下(徳)委
員長代理着席〕

先ほど渡辺委員の方から全般にわたって御質問
がございまして、若干重複する点があるかと思
いますが、審議を掘り下げるという意味で、ひと
つ詳細な御答弁をいただきたいと思ひます。

まず最初に、通産大臣にお伺いをしたいわけ
ですけれども、この法律の性格が、読んでみれば
臨時措置法というところになってまいりません。
臨時緊急避難的な法律としてどうしても急が
なければならぬ、こういう中身かとも思ひます
し、安定基本計画というところに入つてま
いますと、どうも中長期的な見通しなり展望を
持った法律、かように考えられるわけですが

も、大臣、この法律の性格でございしますが、ど
うに理解をしておけばいいのか、お伺いをした
いと思ひます。

○河本國務大臣 構造不況業種と称せられます業
界の緊急最大の課題は何かといふと、とにかく
それそれ二、三割から六、七割も設備が余つて
非常に苦しい経営状態にある、このまま放置して
おけば業界全体が致命的な打撃を受ける、ひいて
は国民経済に非常に大きな影響が出てくる、こ
ういう緊急の課題がございします。それでありま
すから、とにかくいま余つておる設備をある程度
緊急の課題であります。しかしながら、緊急の課題
でありましても、現時点で余つておるものを
全部廃棄してしまふというの、これはいかに
考えが浅いわけでございしますから、やはりそこ
は安定基本計画というものをつくつて、数年間の
見通しを立てまして、そういう中期の展望の上
に立つてとにかくいま余つておる設備を廃棄して
いく。廃棄そのものは緊急の課題であります。こ
の計画を立てる場合には、現時点だけではなく
数年間の見通しを立ててやっていく、こういう考
え方でありましますから、その意味では、計画その
ものは中期の計画、廃棄そのものは緊急性を要
する、こういうことではなからうかと思ひます。

○後藤委員 廃棄そのものが緊急的で、安定基本
計画が中期の内容。私も、今日の需給関係から
見て過剰であるからただ設備廃棄を急ぐといふこ
とは、どうも政策的には大変まずいのではない
かと考えるわけ。ただ、私の質問に、総理が勘
違いをされておるのかどうか、五十三年度予算
を中心とする施策等が、これは公共事業に對して
予算を大幅につけていくとかある、これは内需を喚起
していく、こういうことが実は「緊急避難」とい
う臨時の施策でございします。今日御提案申し上げ
ておりますところの施策、これは恒久的な対
策であります。総理は、この法律を恒久的な法
案であるというように理解をしておるのではない
か。どうもこの法律の中身、内容等について総理

は御理解をされていないのではないかと思ふわけ
ですが、大臣、いかがでしょうか。

○河本國務大臣 総理の言われました意味は、私
は、多分、設備の廃棄をする場合に、やはりある
程度の見通しを持って、中期的な観点に立つて需
給関係を考えながら廃棄をしていくんだ、そうい
う意味で、計画的にやるといふこと、そのこと
をそういう表現をされたのではないかと思ひます
が、本会議の説明でもありましますので、十分意を
尽くさなかつた点があるかと思ひます。

ただ、ここで申し上げておきたいのは、構造不
況業種対策の構造改善のための設備の緊急廃棄と
いうことと、いま政府が進めておられます一般
的な内需拡大策、これはもう当然関係がございま
す。たとえばことしの経済政策の中心は七%経済成長
でありまします。来年、再来年も七%弱の成長を
目指して経済政策を進めていくわけでござい
ます。その過程におきまして当然産業全体の操業率
がある程度高められるものと思ひます。そうす
れば、構造不況業種の抱えておられます幾つかの
問題、その過程である程度は解決できる、しかしな
がら、やはり相当の設備は依然として余る、そ
ういふ見通しを立てながら設備の廃棄計画をつ
くっていく、こういうことではなからうかと思ひ
ます。

○後藤委員 この問題とも関連いたしまして、ま
た後で御質問申し上げたいと思ふのですが、通
産省といましては、産業構造ビジョンという
のを、過去三回でしようか、お出しになられて
そしてまた、昭和六十年年度目標年次といしま
してこれから作成に着手する、こういうように新
聞でも報道されておりましたけれども、この前の
ビジョン、昨年の産構造の報告書でも、これも私
は本会議でも申し上げましたが、多くの分野で、
実態がどのように展開していくか予断を許さな
い。いわば不確実性に満ちた状況にある」と、こ
ういう指摘があるわけです。私はそのとおりだろ
うと思ふのです。これだけむずかしい状況の中で、
そういう大変不確実な情勢の中で、これから長
期ビジョンを作成をされる。大変お急ぎになら

るのだと思ふのですが、では、一体構造不況業種
をこの中にどのように位置づけられていくのか。
ということ、この法律が五年の法律になって
いるわけ。これは、これからいろいろな審議会で安
定基本計画等にかかわる議論もされていくでし
ょうし、それよりも早く構造不況業種が長期ビジ
ョンの中に位置づけられていくのか、それとも、そ
れはいろいろな議論をしていくがまだ非常にむず
かしいものがある、それをそれぞれの部会で議論
をしていくのができ上がつてくるまでこの長期ビ
ジョンというものは待たれるのか、この辺がもう
一つどうもよくわかりませんので、一体構造不況
業種をこの長期ビジョンの中でどのように位置づ
けをされようとしているのか、お伺いをしたい。

○濃野政府委員 私からお答え申し上げます。
ただいま御指摘のございましたように、私ども
は、昭和四十九年から五十年、五十二年と三年間、
いわゆる業種別のビジョンを含めました長期ビ
ジョンというものを産構造の場において御検討を
願ひ、御答申を得ました。ただ、昨年は、昨年の
私どもの置かれた環境の中で、個々具体的な
業種についてのビジョンの取り組みをやめまし
て、ただいま御指摘のございましたような不確
実性の時代の中で、これからの産業構造を考
える上での問題点は何かという問題点の指摘をいた
したわけでございします。本年度は、ただいま各
方面から、これからの産業構造のあり方について
一つの指針と申しますか、行く先をはっきりさ
していただきたいという非常に大きな要請がござ
いますので、大変むずかしいことではございま
すが、御指摘のございましたように、何とか五十三
年度、本年度の半ばを目ざして、長期ビジ
ョンへの取り組みをしてみたいと考えております。

ところで、その中で現在問題になってお
りますいわゆる構造不況業種、この法律によりま
す安定不況業種がどう組み込まれていくかとい
う問題でございします。私も、基本的には、い
わゆる特定不況業種と言われているもの、先
ほどの大臣からの御答弁にございましたように、

後国際競争力という観点から見て、国際経済の中であるいは国内経済の中で一体どういう位置を占めるべきか、特に、構造不況と言われている産業は、一つは基礎資材産業、一つは繊維産業のようにならば国民の衣料供給という非常に重要な生活の基礎をなす産業でございまして、あるいは造船業のように従来日本の非常に有力な輸出産業の中核であった産業でございまして、これらの産業がそれぞれこれからの中長期の将来の構造の中でどういう姿になるべきかということは、やはり私どもがその方向を見定めていかなければならぬ問題だと思ひますし、その見定めの上に立つて特定不況産業の設備の処理の問題等も考えられていく、こういうことで、産業構造ビジョンとできるだけ絡めた問題として検討していきたい、かように考へておるわけでございまして。

○後藤委員 このことは、さらに詰めての議論は、時間がいよいよ省きたいと思ひますけれども、どうもこの法律によって動き出す審議会の作業というものは、大変急がなければならぬと思ひます。思ひますけれども、先ほど大臣も御答弁になりましたように、特に設備廃棄等が絡んでくるというのは、火の粉を振り払っていかなければならぬ非常に緊急性を要する部分だけに、なってくるだろうと思ひます。ところが、長期ビジョンというものは、もう少し長期展望をしていくということがその中身になるわけですが、その関連性というものは非常にむずかしいだろうと私は思ひます。この議論は、もう少しまた後刻時間をいただければ御質問をしてみたいと思ひますけれども、その絡みというものをぜひひとつお考えいただきたいと思ひます。

そこで、大臣にお伺いをしたいのですが、大臣は、いつも民間経済の活力というものを大変高く評価されておられると思ひます。潜在的なポテンシャルというもののについて、現在もそういうようにお考えでございましょうか。

○河本国務大臣 やはりいまは自由主義経済という仕組みで進めておりますから、民間の経済に對

する考え方というものがあくまで中心でなければならぬ、こう思っております。

○後藤委員 民間経済の活力、それがあれば、先ほど大臣も御指摘のように、自由主義経済、市場競争原理に任せたことによってつくられた活力だ、恐らく大臣はこういうふうにお考えだと思ひます。そして、政府はその活力をなるべく抑えないうで、その活力が十分に発揮できるように有効な政策的誘導、こういうものを今日までとってきたからその活力というものがあつたんだ、このように大臣はお考えでございましょうか。

○河本国務大臣 そのように考えております。

○後藤委員 そうだといふと、本法律案はこの誘導の枠から出ていくのではないだろうか。つまり、経済の活力に対しては実は何らかの制約を加えていくことになりはしないかという心配をするわけでございまして。大臣が先ほど御答弁になりました点とどうも矛盾しはしないか。自由企業体制のもとで行政がなぜそこまで入っていくかなければならぬとなつてきているのか、このところを簡潔にひとつお答えをいただきたいと思ひます。

○河本国務大臣 私は、いかに構造不況産業とはいへ、その構造改善事業は業界自身が自力でやるべきが本筋である、こう思っております。しかしながら、現事態は余りにもひどい状態にございまして、たとえば、先ほど来た皆さんの過剰設備が余つておるといふことを申し上げましたが、仮に過剰設備を廃棄しようとする場合には、過剰になつておる設備そのものが全部それぞれの金融機関の担保に入つて、もうにっちもさっちもいかない、こういう状態にございまして。でありますから、ある程度深刻な業種に対しては政府が援助をしませんと、なかなか過剰設備の廃棄ということが行われ

りません、私たちの方の業界は私たちだけでやりません、こういう業界も幾つか出てくるのではないかと私は思っております。

現に一、二の業界は、やはり通産省に對して、自分たちは非常に深刻な状態にあるけれども、しかしながら、構造不況業種の指定を受けないで自力で何とかやるようにひとつやってみなさいと思ひます。こういう申し出の業界もございまして。それは比較的傷が浅いということもあるのですけれども、それが本筋だと思ひます。ただししかしながら、現状はいかに深刻でございまして、やはりある程度の手をかせませんとどうにもいかな

い、こういう業界が多いものですから、そこで今回のような法律をお願いいたしておるわけでございまして。

○後藤委員 濃野産業政策局長にお伺いをしたいのですけれども、やむを得なくて入るといふことを大臣が言われました。しかし、私は、通産省の産業政策なり行政というものは、寝転んでひびくからでなく、テレビでも見ておつたということではないと思ひます。あの石油ショック以来、大変御苦労をなさつたと思ひます。そして、長期ビジョンの需給想定というところに對する大変な責任も政府にあるわけですから、一生懸命この不況対策というものは乗り出してこられたと思ひます。今度特記されております、法定化されております平電炉にいたしまして、アルミにいたしまして、あるいは合繊等にいたしまして、それぞれ一生懸命、きのうきょうじやなしにその対策を講じてこられた。中身についてはここで申し上げる必要もないと思ひますけれども、これらの行政の誘導なり指導なり、こういうものをやられる過程で、私は、単に短期的な問題ではなくて、長期的な内容を含んでいられると思ひます。たとえば平電炉の場合には、昨年の二月に、三百三十万トンの設備廃棄、これをグループ別あるいは系列別に廃棄していくのだ、しかも私がかつて質問をいたしましたときには、これは各業界が積み上げた申し出に基づいてやるわけだから、した

がつて、実施が十分に可能であるという御答弁があつたと思ひます。しかも平電炉に限つてみますと、五十三年度中に廃棄ということ、実はまだ一年残つてゐるわけですね。この三月末でいろいろ手当てをしてみたけれどもどうにもならないのだといふことではなくて、実はまだあと一年あるわけですね。しかも恐らく出てまいります安定基本計画というものは、基本問題研究会が出した中身とそんなに違わないと思ひます。

こういつたそれぞれ法定化されております各業種に對して、造船も含めて対応策を持つ審議会なりあるいは計画なりというものがあつた。ここにきてなぜ実は新しい法律が必要になつてきたのか、お答えをいただきたいと思ひます。

○濃野政府委員 いわゆる構造不況業種問題に對する行政の取り組み方の問題は、先ほど大臣の御答弁にございましたように、私も通産省といたしましては、あくまでも、設備処理問題を含めまして、これは業界の自主的な判断、自主的な努力というものを前提にするべきであるというのが、昨年以来一貫してとつてきた考え方でございます。個々の業種によりまして、抱えておる問題もあるいは解決の方向もそれぞれ違つてございまして、業界にそういう意思が固まり、ぜひ一緒にやるという空気が出てきましたときには、通産省の産業行政といたしましては、一緒に物事を考え

て解決しよう、そういうことで進んできたわけでございまして、先ほど大臣の御答弁にございまして、その設備処理の過程の中で幾つか問題が出てまいりました。

一つは、いわゆる設備処理についての金融的な政府の支援でございまして、特に担保抜きというふうな問題が出てまいりました。これは、いま先生御指摘の平電炉業界が、いわば積み上げの上に問題を進めてまいりましたところ、昨年の秋にそういう問題が出てまいりました。私も、昨年の補正予算におきまして、ちょうど今回の法律でお願いをしておりましようないわゆる基金を設けまして、いわば保証機能を持たせて、これによつて設

備の処理を進める、こういう問題が一つ出てまいりました。

もう一つは、短期の循環的な需給調整の過程におきましても、たとえば合衆業界に見られましたように、公正取引委員会の不況カルテルの弾力的運用のみによつては、業界自身が、いろいろな関係からなかなかカルテル結成という機運が生じない、しかし、どうしても国の立場から見れば、繊維産業全体の問題として、これに何らかのいわばガイダンスを与える必要があるというような問題が出てまいりました。

そういうことを考えてみますと、いろいろな業種によつてもちろん抱えておる問題は違いますが、これからの過剰設備の処理に当たりまして、一つは金融的な補完機能を持たせる一つのシステム、仕組みをつくるということ、第二は、過剰設備の処理を業界の自主的な努力とはいへ進めていく上で、やはり現行の独禁法の運用というように、ことでは、業界のそれぞれの実情に応じてどうしてもそれだけではできない問題というのが予見されますので、一つのスキーム、仕組みをつくりまして、過剰設備の処理が円滑に行われるようなバックグラウンドを固める、こういうことから急遽今回の法案の作成にかかった、以上のような次第でございます。

○後藤委員 債務保証の金融的な措置というのは、緊急的な課題として何らかの対策をとっていかなければならぬだろうと私は思うのです。しかし、いま局長が言われましたような、それぞれのやり得ないようなことが予見されるとかいう、そのところが大変抽象的なんです。これはやはり行政が入るわけです。しかも開帳等を通じて基金を確保していくわけですし、こうなりますと、それぞれの抽象的な言葉ではなくて、いままでも産構審のそれぞれの部会なりあるいは委員会なりというものを活用して行政をやってきた、しかもたとえば平電炉等につきましても、中小企業団法に基づいてアウトサイダー規制までできるところへいつている、なぜ指示カルテルも入ってくるよ

うなものをかぶせていかなければ債務保証も機能しないのか。

いままでの行政をさらに強めていかれることは、緊急対策として当然だと私は思うのです。ところが、そこでさらに申し上げてみたいと思ひますけれども、ただ自主努力、そしてアウトサイダー規制もできない、こういうものをなぜ仰々しく大上段に振りかざしてやらなければならぬのか、いままでの行政でやっていたものをなぜ法律に特記をしなければならぬのかということ、重ねてお伺いをしたいわけです。

○濃野政府委員 先ほど御指摘ございましたように、たとえば平電炉業界の過剰設備の処理に関する取り組み等は、昨年一年間の経験を見ましても、いわゆる行政的な取り組み、それから業界の自主的なそれへの協力ということで、大部分の目的を達成し得るという考え方は、率直に言つて私も持つております。なお、詳細につきましては、担当局長もおりますので、必要ならば御答弁申し上げますが、私はそういう感じを持つております。ただ、先ほど御指摘ございましたように、それではその行政的な取り組みだけでなく、なぜここで新しくこういう法律をつくつたのかということでございますが、それは指示カルテルを行うことがこの業種に必要だという具体的な必要性からこの指示カルテル制を、別の言葉で申し上げますれば、現在こういう業種につきましては指示カルテル制の運用でやっていきますというのを私どもが法案の作成の過程において具体的に持つていたかと申しますと、率直に申し上げて、私どもはそういう考え方は持つておりません。行政的な取り組みのみではできない、今後自主的な業界の努力——自主的と申しますのは、行政の介入なしに、いわゆる現在の不況カルテルの運用なり、あるいは全く個々の判断でできる場合、これはなるべくそれで進めていく。しかし、今後過剰設備の処理等を行うに当たりまして、業界が本当に自主的な判断だけでできないというようなケースのほかに、過剰設備の処理を共同で行います場合に当

たりまして、どうしても独禁法との調整の問題というのが出てくるケースが幾つか考えられると思ひます。その場合に、私どもはその安定基本計画までつくりまして、そしてその最後の実行を担保する、そういう一つの仕組みといたしまして、過去の繊維関係の諸立法その他幾つかの前例がございますが、そういう計画の実行を最終的に担保する仕組みとしての指示カルテル制度、これを今度の法律の中に入れて、法律としての最終的な担保をそこでする、こういうことにしたわけでございます。

○後藤委員 そのところがよくわからないのです。いままでも、各不況カルテル等につきましても行政指導をなさっているわけですね。今度の法律の場合に、仮に指示カルテルを出した、そしてそれに従わない者は規制をしていくのだ、罰則があるのだ、こういうことなら一応わかるわけですが、ところが、もちろん公取の同意がございすけれども、指示カルテルをいたしまして、そして公取の同意は得た、しかし、やるのはその業界が自主的にやるわけですね。それではいままでの行政と全く変わらないじゃないか。何か力があるようなものが欲しいのだというようなことなのかどうか。私は、通産省というものは、そういう竹光のような力を背景にしなければ産業政策ができないとは実は思わないのです。

重ねてその点をお伺いしたいのですが、なぜ指示カルテルが、しかもアウトサイダー規制のない指示カルテルが必要なのか。いままでの行政指導をさらに強めていくことで、ねじりは巻きてひとつ強めていくことでなぜだめなのか。どこにその原因があるのか。しかも、そんなにむずかしい場合でしたら、もっと力がなければ——業界で自主的にやらないといふ大臣がおっしゃられました。指示カルテルをやろうとこれでは共倒れになるよ、みんなでひとつ協力してやらない、幸い公正取引委員会も不況カルテルの弾力的運用を図ろうとしている、設備廃棄までも読もうとしている、だからぜひやらない、こういうことにもう

一つの力が必要という、つまりその背景をお聞かせを願いたいわけです。

○濃野政府委員 まず、設備の処理ということ、これは先ほど大臣からの御答弁にございますように、何か強制的な、罰則的な裏づけのある一つの仕組みで設備の処理をやるといふことはいかがか、大変な問題だろと思ひます。私どもは、設備の処理は、あくまでも業界の自主的な判断と業界の自主的な努力で行うべきである、その意味で、政府が強権によりまして直接的に設備の処理を進めるといふのは、非常に異例な特殊な事態、特殊な業界に今後そういう問題があるかどうかは別といたしまして、こういう一般的な設備処理を進めていく上では大変大きな問題でございまして、あくまでも業界の自主的な努力、判断を前提にすべきだと考えます。そのためには、やはり業界同士の話し合いということが第一に前提であるべきだと思ひます。

第二に、それではいわゆる現在の独禁法の運用あるいは全く自主的な判断というものによつて進むかと申しますと、先ほどから申し上げておりますように、私ども、個々の業種の問題をいろいろ議論をいたしてまいりますと、それだけでは済まない問題というのが出てまいりまして、国がある程度通産省の産業行政の一環といたしまして業界と一緒に考える、あるいはいわゆる業界の必要を指導をしていくという必要があると思ひます。

それで、このいわば指導と業界の自主的な努力、自主的な判断のもとに行うという二つの仕組みを結び合わせて、しかも国の意思として、将来、中長期で見ても安定計画に沿つた最後の姿といふものを達成したい、そういう目標に到達したいといふことをあわせまして、従来、先ほども申し上げましたように、繊維の構造改善のための立法その他各種の法律におきまして、計画達成の最後の手段としての指示カルテル制度——指示カルテル制度の持つております意義は、独禁法のその指示に従つて行う共同行為につきましても、カルテルについては独禁法の適用が一定の条件のもとで除外

をされるというところの法律的な効果があるわけ
でございまして、まさに私も過剰設備の処理
について考えておる実態を法律的にいわば裏打ち
をする非常に適切な方法ではないか、こういうこ
とで、私も今度の法律にこういう一つの仕組み
を盛り込んだわけにございまして。

○後藤委員 この問題に入っておりますと時間が
ございまして、変えていきたいと思います、
特定不況産業というものは、一般に構造不況産業、
こういう言葉で言われているわけですが、これも、
政府としては、この構造不況産業というのと循環
不況産業というのとどういふように違ひがある
とお考えになっているのか、大臣にお聞きをしま
いと思います。

○河本国務大臣 オイルショック以前は、大体す
べての産業の需給バランスがとれておったと思
います。オイルショックが四年半前に起こりまし
て、それ以降産業全体の需給関係が非常に大きく流
れが変わってきたわけでありまして。中には、むし
ろ需要がふえてくるような業種も一部にはござい
ますが、中には、先ほど来申し上げておりますよ
うに、需給関係が非常に変わりました。先ほど申
し上げますような構造不況業種に転落してしま
う、構造的にどうにもならぬ設備が著しく余る、
こういう業種、二つに分かれたと思ひます。だか
ら、これまでの景気の流れ、戦後何回か景気の流
れがございまして、好況それから不況を繰り返
してきたわけでありまして、その場合は、大抵幾ら
長い場合でも大体一年半ぐらいで不況が克服され
てだんだんよくなってきた、こういうこととござ
います。今回の場合は従前のそういう流れとは
根本的に違ひまして、構造自体そのものが変わっ
てきた、こういう点で違ひがあると思ひます。

○後藤委員 大臣が四十分で退席されるというこ
とでございまして、ちょっとはよって二、三
お聞きしておきたいと思ひます。
私は、先ほど産業政策の問題と市場原理、自由
経済とのかかわり合ひについて御質問をいたしま
した。今度の法律の一つの目玉といひますか、大

きな問題点になっておりますのは、あの指示カル
テルだと思ひます。構造不況打開ということ
この指示カルテルが出されようとする立法政策と
いうのは、私は、やはり自由競争秩序を維持して
いくという資本主義経済の基本理念にかかわつて
くる問題だと思ひます。先ほど何回も私が申し
上げておりますように、産業政策として行政指導
をなさる、こういうことを超えて法律で指示カル
テルというものが出されるということは、やはり
私は、経済運営に対して政府が介入していくとい
ひます。か、こういうことになってくるだろう、そ
のことは自由経済あるいは自由社会の一つの旗を
半分ぐらいいろしてきただけにはならないか、こ
う思ひますが、大臣、いかがでしようか。

○河本国務大臣 私どもの考え方といたしまして
は、やはりこういう仕組み、法律に頼らないで業
界自身が自主的な努力、工夫でやっていただく
というところが一番望ましいわけでありまして。しか
し、どうしてもそれがむずかしいという場合には、今
回の仕組みによって改善がされるわけでありま
すが、その場合といへば、安定基本計画を業界み
ずからの協力とそれから努力によって実現できる
ということが望ましいわけでありまして。しかしな
がら、どうしてもできない業種も例外的には出て
くるのではないかと思ひます。そういう場合には、
万やむを得ず指示カルテルによってこれを達成し
ていく、こういう考え方でありまして。しかしな
がら、あくまでこういう考え方は、経済が一応正
常に復せばできるだけ早く廃止していく、こうい
う考え方ではなければならぬと思ひます。し
たがって、時限立法でお願いしてゐるわけにござ
います。

○後藤委員 私は、大臣そういうふうにお答えに
なりますけれども、たとえばアルミ産業にいたし
まして、合繊等にもいたしまして、ただ設備を
廃棄していく、安定基本計画を策定していく、こ
れだけでは構造的な課題というものは解決しない
と思ひます。どうしてもと、たとえば関税
の問題にいたしてもあるいは輸入規制の問題

にいたしても、あるいは特にアルミの場合に
は電気料金が大変高いわけですから、こういう電
気料金等に対して一体国民経済的な観点に立つて
政策料金というものが必要であるのかないのか、
いろんな角度から取り上げていかなければなら
ないということになってまいります、後で運輸省
の方にもお聞きをしてみたいと思ひます。それ
も、やはり個別の法律に入っていくわけではな
らないと思ひます。包括的な法律でこういつた
問題というものは解決できないんじゃないだろう
か、実はそれは深刻になってきていると思ひま
す。

そうすると、当然これは国民的な合意というも
のを得るような対策をとっていくなければ、も
つとえば、民主的な一つの規制が行われてこな
ければならぬでしようし、そこまで入っていくか
なれば、もちろんアウトサイダー規制もあるいは
合併等に対しても、公取のつまり独禁法の適用除
外というものを考えていかなければならぬ。そ
う、場合によれば利潤制限なり配当制限なりとい
うことにもしていかねばならぬだろう。衰退
産業である、あるいは海外からの追い上げでもう
どうにも太刀打ちできないという産業もあるか
もわからぬし、その場合に、それじゃ安い海外製
品を入れて、そうしてつぶしてしまつていいかど
うかというところも大変むずかしい問題で、セキ
リティーを考へていきますと、二割なり三割なり
五割なりというものは、やはりその産業を維持し
ていかなければならぬということになります、こ
ういふ法律で、しかも業界の自主努力でとい
うことでは、これから非常にむずかしい国際経済、
国内需給問題を考へてみましても、大臣がお考へ
になつていられるような安定基本計画のもとに構造的
な改善が可能であるというところは、私は大変むず
かしいと思ひます。そうすると、これは独禁法の枠を
外れた別の枠組みの中に入れていかなければなら
ない産業がすでに出てきているのではないか、か
ように考へるわけですが、大臣、いかがでござい
ましよう。

○河本国務大臣 その業界ごとの実情をいろいろ
考へてみますと、大変複雑であります。したが
いまして、過剰設備の廃棄をするだけで業界が簡単
に立ち直つて将来繁栄する、決してそういう簡単
なものではないと思ひます。そういう簡単な
ものであれば大変やりやすいわけでありま
すが、いまお述べになりましたように、幾つかの大変複
雑な要素が絡み合つておるわけでありまして。であ
りまして、安定基本計画をつくる際には、い
まお述べになりましたような幾つかの問題を総合
的に判断をしながらつくる必要があるかと思ひ
ます。

それからもう一つ、仮に安定基本計画が緒につ
きまして、計画どおりの設備が廃棄されたとい
つたとしても、いまお述べになりましたような幾
つかの工夫と努力をその業界が引き続いて絶えず統
けていかなければ、これはとても世界全体との競
争に打ちかてるものではないと思ひます。ただし
し、繰り返して申し上げますけれども、いま最大
緊急の問題は、構造不況業種の抱えております過
剰設備の問題、この問題を解決すれば当面の課題
は大部分一応解決できる、問題はそれで全部済ん
だわけではありませんが、とにかく最大の課題は
一応取り除かれる、最大の障害は一応除去される、
こういう考え方ではございまして、いまお述べにな
りましたようなこともあわせて十分配慮してい
かなければならぬと思ひます。

○後藤委員 大臣に対する御質問は大分用意を
いたしておりましたが、都合がございまして、ご
さいますので、後日に残したいと思ひます。
そこで、局長にお伺ひをしたいと思います。す
が、今度の法律を見てもみますと、第二条で四業種
が一応指定をされているわけですが、その四業種に
つきましては、これまた政令で、たとえばこの中
の合繊の場合でしたら、合繊全部ということもあ
るでしようし、あるいはナイロンならナイロンと
いうことも出てくるのではないかと考へるわけ
です。それからもう一つ、今度は第二条の第五号
で、三点ばかり挙がっておりますけれども、こう

こういう要件でこれまた政令で定められるわけです。政令で定めてきまして、今度第五項で、第一項の一号から四号まで、つまり平電炉とかアルミとか合繊とか船舶とかいうものについて、要件に該当しなくなった場合は一応指定を取り消すわけですね。ところが、さて今度指定を取り消しても、また内外の経済情勢が悪くなった——五年間ですから、やはり短いようで実は大変長い期間です。設備の生産余力がまた見通しよりも著しく過剰になったとか、こういう要件が出てきた場合には、この法律で書かれた四業種につきましてはもう一度指定がなされる、こう読めるわけでしょうか。

○濃野政府委員 お答えを申し上げます。

第二条の一号から四号までは、特定不況産業の候補業種としてのいわば典型的な業種として掲げたわけでございまして、五号は、ここにたゞいま御指摘のように幾つかの要件が挙がっておりますが、この要件に該当する場合に候補業種として政令で指定をする。その中で第二項の申し出があったときに、その申し出の要件に合致したときにこの法律に言う特定不況産業、特定不況業種になるわけでございまして。そういう仕組みになっております。

そこで、問題は、御指摘のように第五項に、一号から四号までに掲げる業種につきましては、その後の情勢の変化によっていわゆる申し出に際した指定ができない、あるいは指定した場合に限り取り消すという規定がございまして、この裏の規定としまして、その後の変化があった場合どうするか。実はこれは法律には書いてございせんが、この法文の解釈からしまして、またそこで事態が変わった場合には改めて指定が可能ではないか、こういうふうな考えです。

ただ問題は、この法律自身が限時法でありますし、いわゆる特定不況産業の前提としての長期の不安定、具体的には設備の過剰という情勢がこの限時法の期間の中でそれほど大きく変わるかどうか、現実の問題としては、一遍指定の取り消しの

ような事態が来て、再びまた指定をするような事態が来るということはありませんか。私どもはこういうふうな考えをおるわけではございません。

○後藤委員 現実問題をここで申し上げているのではなくて、いま局長が言われたように、恐らく新たな事態が起こればまた再指定ができる。この法律は読めると思ふのです。ところが、今度は、特記されてないもので政令で定めるもの、たとえば段ボールだとかあるいは肥料だとか幾つかあると思ひますが、そういうものの場合は、この六項で、一年を経過した後は行わないわけでしょう。そうすると、構造不況に対して、一つは四業種がある、もう一つ幾つかの業種が想定される、これとの扱い方がこの法律においては私は差別されているように思ふのですが、いかがでしょうか。この法文を読む限りにおいては、つまり第二条の五号に書かれております政令で指定された業種というものは、包括的業種であれ、その中から先ほど言いましたように仮にナイロンならナイロンというふうなものであれ、一年を経過してしまつと、どういふ事態になつても、この法律を変えない限りは再指定ができないわけですね。一年というのはいくらも過ぎますし、また先ほど局長は、五年というのが大変短い期間だからそういうことはないだろうとおっしゃいますけれども、石油ショックから不況に入つて五年目です。この大変短い五年の間にも大変な変わり方というものがあつたわけですから、このところはどのように理解していいのかわかりません。

○濃野政府委員 第二条の第一項五号と、それからそれに関連した指定の期間が一年といふかっこうになつております第六項との関係、それと一号から四号までの法定をされております業種との関係の問題についての御質問でございまして、御指摘のとおり、この法律での取り扱いというものは若干変わつております。

この趣旨は、実はこの法律案の作成の過程にお

きまして、本来、特定不況産業というふうな産業は、全部法定すべきではないかという御意見もございました。特定不況産業として一つの安定計画をつくり、それに対して金融的ないわゆる基金による保証業務を行うという一つの対象にするのは、全部法定をすべきではないかという御意見等もございました。ただ、私どもは、何が特定産業として対象とすべきかというのを個々業種ごとに議論をしていきまふ場合には、率直に申し上げまして、法律案の作成が完成いたしましたまでに非常な時間がかかるわけではございません。そういう意味で、いわば典型的な特定不況産業としてこの法律の対象にし得るもののみを掲げまして、そのほかはこういう政令指定という体制にいたしたい。そういう趣旨からいたしたい。また、そのいわば候補業種を指定する政令は、そう長いこと時間をかけているのはおかしい、したがって、第六項で、一年以内に何が候補かということの判断はすべきであるといふことをつくつたわけではございまして、そういう意味でこの一号から四号までの取り扱いと、それから五号の取り扱いは、その後の取り扱いについて法文上違つております。

ただ、問題は、それが一年経過した後にはこれと全く同じような事態が出たときにどうするかという問題でございまして、私どもは、そういう事態は万々ないと思ひますが、もし仮にそういうことが出たときには、それは法律上の新しい問題になる、こういうふうには私は理解をいたしたいと思ひます。

○後藤委員 だから、私が冒頭申し上げましたように、つまり産業政策にかかわる問題なんです。私は、いまの局長の答弁では大変不満なんです。法律は、万々ないだろうとかいふことは困るわけです。私は解釈をお聞きしたいというわけですね。つまり、この一号から五号までは、法律に明記されていふようにならうと、同じこの法律の扱いを受けるのでしよう。ところが、ここで、この法律をつくる過程で時間を急いだといふことも

おありかと思ひますけれども、差別になるわけですね。このところは、いま局長の答弁からいいますと、私は、だからその事態で——どんな事態が起るか分かりませんが、その事態で行政指導を真剣に取り組んでやうといふこと、いままでやってきたことをさらにやうといふこと、いいのじゃないか。何でもこういふように包括的に、何でもこういふ要件にさえ合えば——しかもこれは大変現象的な規定だと思ふのです。必ずしも構造といふことが当てはまるかどうかからいふといふような第二条の第五号の規定だろうと私は思ふのです。そういうふうな条件になつてくる業種といふものはこれからたくさん想定できるだろう、それに対して、重ねて申し上げておきますけれども、どうもこれは前の方の四、法定で決めたこれだけを念頭に置いて、あとのことが法律的には全く考えられていないといふことではございまして、これはまた後で私は御質問なり、また修正等がもしあるとすれば、されておいた方がいいのではないかと思ひます。

そこで、公正取引委員長、もう時間がございせんので、前の方で取られてしまつて申しわけなかつたのですが、やはり不況カルテルと指示カルテルとの関係です。で、公正取引委員会といたしましては、独禁法体系のもとにおいてこうした判断をされると思ふのです。ところが、今度の法律においては同意といふことになつてくるわけですね。なぜ同意、つまり法律の中にこう入つていかなければならなかつたのかをお答えいただきたいと思ひます。

○橋口政府委員 お尋ねの趣旨は、一口に申し上げますと、公正取引委員会がなぞ指示カルテルに賛成したか、そういう趣旨も含んでおると思ひます。で、その点からお答えを申し上げます。思ひます。日本経済の認識なり、あるいはいわゆる構造的な不況業種における設備過剰の問題についての認識につきましては、これは通産当局、その他主務省当局、全く同じ考え方でございまして、したがって、実体論から申しまして、個々の事業者の

処理によつて問題が解決できればよろしいんですが、そうでもない場合にはやはり業界としての共同行為が必要ではないか、こういう実体的認識を持っていくわけでございまして、したがって、昨年の秋に、公正取引委員会としましては二十四条の三の運用につきまして新しい方針を打ち出したのでございます。

実体的な必要性についての認識は以上申し上げたようなことで、それに対する法的な運用の方針についてもいま申し上げたとおりでございますけれども、それでは業者なり業界の方が任意性を持って自発的に共同行為の申請をすればよろしいわけでございますけれども、仮にそういう行為がない場合に、一体日本経済における構造不況業種の実態認識との関係をどうするかという問題になりますと、業者が共同行為について合意をいたします場合に、やはり政府が何らかの形で後押しをするということが必要ではないか。先ほど来先生が、行政指導として従来やっておる慣行を産産省が十分活用すればいいじゃないかという趣旨の御発言があったように承っておりますが、これは実はもう刃のやいばだと私は思います。つまり、行政指導をおやりになりまして共同行為を行うことを勧奨される、いわば競争制限的な行為について行政が十分な法的根拠なくして関与されるという問題は、実は独占禁止法上余り好ましくない事態でございます。業界が自発的に申請もしない、しかし、設備の廃棄なり凍結の必要性はある、で、主務省当局が十分な法的な根拠もなく行政指導に乗り出されるということは、これは必ずしも好ましくないわけでございまして、したがって、そういう場合に、それぞれ主務省当局が実質的に後押しをされる法的と申しますか、形式的と申しますか、そういう根拠を与えることが望ましいのではないかと、そういうことがこの指示カルテルにつきまして公正取引委員会が賛成をいたしました基本的な理由でございます。

それから先の同意の問題でございますが、これは産業政策の立場と独占禁止政策の立場と同等でなければならぬ、つまり対等な関係でなければならぬという基本的な考え方に基きまして、同意という制度を打ち出したのでございます。そこで、同意をする場合の態度はどうかという問題でございますが、先ほどお答えも申し上げましたように、基本的な考え方としては、絶対的過剰と目される部分、つまり将来の需給に問題を起ささないような部分についての御相談であれば、これは同意をしても差し支えないのじゃないか、そういう態度で臨みたいというふうに考えております。

〇後藤委員 ちよつと理解がしたいわけですが、けれども、つまり、通産省が行政指導で何でもかんでも勧告カルテル的なものをやられたんでは公正取引委員会としてはたまらぬ、このことはわかります。さてそこで、法的根拠を与えてそのことでやられるなら、もちろんいろんな要件があるでしようけれども、その判断の基準に適合するならば、それに対して同意を与えよう。そういったしますと、ここでは独占禁法と産業政策というものがその判断の基準で混乱を起してはならないだろう。昨年、これだけ深刻な構造不況ですから、公正取引委員会としては不況カルテルで設備廃棄までも認めるように弾力的運用を図りたい、こういうふうに言っておられた趣旨が、今度は、指示カルテルを出すということは産業政策上出されてくるわけですから、そこに公正取引委員会としては共同の責任を負っていくことになるだろうと思ふのです。指示カルテルを出されても、業界が自主的に公正取引委員会に対して認可の申請をなさるわけでしょう。通産省がやるわけじゃないですね。それでは、同意のところまでに入っていくということとは一体どういう理由に基づくのか。

つまり私が申し上げておりますのは、指示カルテルというのは独占禁法にどうも違反するけれども、新しい法律で、別の政策目的で、別の基準に基づいて公正取引委員会としては同意を与えているんだ、不況カルテルで読もうとしているけれども、それよりもどうも別の政策目的というのがあるだろう、そこに入っていないかなければ事はないんだ、こういうようにお考えでしょうか。

〇橋口政府委員 独占禁止法の不況カルテルは、先生御承知のように、業界の自発性、任意性に基づくものでございまして、それに対して政府が受けて立つという、こういう性格のものでございまして、ただ、その場合に、公正取引委員会だけで判断をするわけではございませんで、これは主務省に協議をして、その協議の結果を尊重して判断をいたす性格のものでございまして、つまり指示カルテルの場合と裏と表の関係になるわけでございます。そして、それぞれ主務省の御判断は、これは主として産業政策の立場からのお考えであると思ひますし、それから公正取引委員会の判断は、そういうことも含めてさらに一般ユーザーとか消費者の立場を考えた上の判断でございまして、私は、先生の御意見でございすけれども、この法律の規定が生まれることによって、現在の独占禁止法の不況カルテルにおける判断の基準と、指示カルテルに対して同意をする場合の判断の基準と基本的には違ひはないというふうに考えております。

要は、産業政策と独占禁止政策との調和をどういうふうに図るか、あるいは経済政策の中における産業政策と独占禁止政策との位置づけの問題でございまして、もちろん物の考え方というものは、時代の変遷なりあるいは事態の変化に応じて変わつてまいりますけれども、基本的には独占禁止政策の立場というものを堅持するということで、先ほど来申し上げておりますように、対等の、同等の関係に立つということと同意という制度を打ち出したものでございまして、実体的な判断の基準というものは、私は、独占禁止法上の不況カルテルと指示カルテルと基本的に違ひはないというふうなうに考えております。

〇後藤委員 二点お伺いしたい。一つは、こういう同意ということになった同意の例がどこかにあるかどうか。かつて特振法が出されたことがありますが、あれのときも協議であったかと思ふのですが、この同意。それからもう一点は、いま委員長お答えになりましたように、指示カルテルに対する同意と不況カルテルのときの判断は基本的に変わらぬというのでしたら、なぜ独占禁法の土俵をさらに踏み越えて産業政策のところまで入っていく必要があるのか、重ねてお伺いしたい。簡潔で結構でございます。

〇橋口政府委員 同意という条項がございましては、中小企業団法におきます価格カルテルの場合には、それぞれ主務省が認可権をお持ちでございますけれども、価格カルテルを結成いたします場合には、公取に対しては同意を求めるといふ形になっております。そのほか真珠養殖等調整暫定措置法、酒団法等もございすけれども、要は、事業の重いものにつきましては同意、比較的軽いものにつきましては協議、こういう形になっております。したがって、法律的に申しますと、同意の場合は、同意がなければ認可権が行使できないという絶対的な制約があるのでございすけれども、協議の場合は、これは法律論でございすけれども、協議が成立しなくても認可権を行使し得る、こういう違いがございす。

それからもう一つ第二点は、済みません、ちよつとお尋ねの趣旨、最後の方聞き落とししましたので……。

〇後藤委員 一つは、公正取引委員会が同意をどうしてもしななければならないということの理由と、それからもう一つは、不況カルテルとそれから指示カルテルとは違ひがないんだと言ふならば、重ねてお伺いしておきますけれども、何もそこへ入り込んで同意に行かなくても、通産省、主務官庁が指示カルテルをいたしますと、業界がそれに基づいてこうしたいというところを公正取引委員会に出してまいります。そこで判断をなさつたらいかがですかという……。

〇橋口政府委員 それは、指示という言葉の意味なりあるいは行為の性格の問題であらうと思ひます。恐らく先生がおっしゃいますのは、法律的に申しますと、指示ではなくて勧告というふうな趣

旨ではないかと思ひます。したがひまして、仮に業界がそれぞれ主務省の勧告を受けて自発的にカルテルを結成するという場合には、十分内容を検討して認可をする用意がございしますが、何か同意という形で産業政策の中に巻き込まれたというように、そういう印象をお持ちの上での御質問のようにならば、これは先ほど来申し上げておりますように、事実の重要なものにつきましても、現在でも協議に対して応ずるという形ではなくて、同意という形をとっておりますので、これは格別事態の変化を招来するものではないというふうに私は考えております。

それから、多少余談でございますが、先ほど来先生がおっしゃっておられました中に、何か独禁法制と別体系をつくらなければ本当の意味の構造改善なりあるいは構造改革がでないのじゃないか、こういう御趣旨であつたように拝聴いたしました。これは戦後の事態の推移を考へてみますと、たとえば海運の集約化につきましても、あるいは合成繊維によつて駆逐された天然繊維につきましても、あるいは石油によつてかわられた石炭産業におきましても、これは独占禁止法の例外措置なしで今日まで対応してきたのでございまして、私見でございますけれども、この程度と申してはあれなんでしょうが、この程度の構造不況業種に対する対応策として特に独占法の例外規定をつくる必要はないというふうに私は考へております。

○後藤委員 時間が参りましたので、いま委員長が最後に言われたこと、この程度の形なら別に別の独禁法適用除外の法律をつくる必要がない、いままでの独禁法制の中で弾力的運用ですべて可能だ、私もこのように考へるわけですが、けれども、どうもその同意のときの答弁がもう一つかみ合っていないので、これはまた後日お伺いをさせていただきますかと思ひます。

時間が参りましたので、あと、基金等に対してや、それからせつかくお見えになっております運輸省にもお伺ひしたいことがあつたわけですから、

ども、大変失礼をいたしました。次回にさせていただきますかと思ひますので、これで私の質問を留保して、終わらせていただきます。

○山下(徳)委員長代理 この際、暫時休憩いたします。

午後一時八分休憩

午後六時二十三分開議

○山下(徳)委員長代理 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。玉城栄一君。

○玉城委員 特定不況産業安定臨時措置法案につきましてお伺ひをいたしたいと思ひます。

構造不況対策も、景気の回復が実現して初めてその有効性が確保できると思ひます。この特定不況産業安定臨時措置法案の安定基本計画の策定に当たつても、当然景気動向と密接な関連があるのはもちろんのことであると思ひます。そこで、二、三景気動向と不可分の関係にある現在の円高について伺ひまして、そして法律案の中に入つてまいりたいと思ひます。

まず第一点として、私が懸念しておりますのは、今後さらに円高が続くとすれば、景気回復が、経常収支がますます大幅黒字になりますし、さらに円高という悪循環に陥るといふ危険があると思ひます。もしもこうした場合悪循環に陥るようなことがあれば、本法律が成立したとしても効果はないと言つても過言ではないと思ひます。そこで、大臣にお伺ひをいたしたいわけですが、どうした懸念が起こりつつある今日の円高について、大臣はどのように考へておられるのか、まず最初に伺ひをいたしたいと思ひます。

○河本國務大臣 まず、円高のわが国産業、なかんずく中小企業に与えておる影響であります。昨年の末、二百四十円のとくに全国を対象としたしまして調査をいたしました。非常に大きな影響を受けておりますが、特に中小企業関係では致命

的な影響を受けておるところが大部分であります。そこで、この円高によりまして著しく影響を受けました中小企業に対しては、緊急の救済対策も必要だということで、一月には特別に御審議をお願いいたしまして、緊急立法を成立をさせていただきますかと思ひます。

今回の円高は、さらにそれに続きまして相当大規模でございまして、昨年十二月においてすら以上申し上げましたような影響が出ておるわけでございますから、ようやくつやってみようか、こういう気になったそのやさきにこういうショックがまた再び出てきたわけでありまして、私は、相当これは打撃になっておるであらうと思ひます。

そこで、この背景でございしますが、一つにはアメリカの政策等ももちろん大きな理由ではありましようけれども、しかし、何と申しまして、わが国の経常収支というものが非常に大きな規模になつておる、そしてそれも目を追うて当初の見通しの数字を上回つてくる、こういうことがやはり最大の背景でなかつたかと考へております。そこで、とにかく内需を拡大いたしまして、それに伴ひまして輸入する力をふやしていきまふと同時に、緊急の輸入対策というものを先般準備を進めておりますが、そのことによりまして現在の大幅な黒字を少し減る方向に流れを変えていかなければならぬ、このように考へておるところでございします。

○玉城委員 そこで、五十三年の実質成長七％ということを政府はおっしゃつておるわけでありまして、これは円レート二百四十五円で計算をされたものであると思ひます。現在のレートと七％成長との関連について、ぜひお伺ひをさせていただきますかと思ひます。

○河本國務大臣 そのところは、政府の方でもまだ正確には計算はしておりません。また、事実非常にむづかしい計算でございしますし、かつ、円の水準というものは絶えず動いておるわけでございますから、計算ができるかどうかわかりません

けれども、概して申し上げますと、やはり相当マインスの効果になるであらうということは考えられます。

今回の予算審議を通じて政府の方もたびたび申しておりますように、国際情勢の変化あるいはまた国内情勢の変化によりまして事情が少し変わつてくるということになれば、それはじつと見ておるということではなくして、必要な緊急対策を臨機応変に打ち出していくということ、これがぜひ必要である、しかも早目早目にその対策が必要である、こういうことを繰り返して政府の責任としてお約束しておるわけでございますから、こういう情勢の変化等も踏まえまして、必要とあらば臨機応変の何らかの対策が当然とらるべきであると思ひます。

本日決定をいたしました公定歩合の引き下げ、あるいはまた一連の短資の規制、こういう措置もやはり一つにはこれの対応策、こういうことになつておると思ひますが、もちろんこれだけでは不十分でございまして、今後の情勢を見きわめながら必要な対策は機敏に決定をしていくということが何よりも大事だと考へております。そして、七％前後の成長を達成することによりまして経常収支の流れを変えるということが、現在の日本経済にとつて何よりも大切なことである、こういう認識でございします。

○玉城委員 いろいろな対策をとりながら七％成長を実現していきたいということでありましてけれども、昨日が二百三十三円台、本日は二百三十五円台ですか、円高は一服しているとはいへ、特に中小企業の方々は深刻に政府の対策を見守つておるわけでありまして、政府が今後この円高問題についてどういふ具体的な手を打たれるのかということとは、非常に深刻な関心を持って見守つておるところであります。したがつて、七％成長を達成していくために、やはりこの円高問題というものは非常に重要な関連があるわけでありまして、これ以上の円高は防ぎたい、あるいは防ぐべきであるというお考へがあるかと思ひます。

れども、大臣のお考え方を伺いたいと思ひます。

○河本國務大臣 現在の為替制度はいわゆる変動相場制でございまして、市中の実勢に任せるというものが国際的なためでございます。ただ、非常に乱高下をいたしまし、あるいはまた、ときには投機等が介入をする、こういう場合にはその国の中央政府はそれに対して必要な対応策をとつてよろしい、こういう国際的な取り決めの中でこの制度というものは運営をされておるわけでございまして。したがって、幾らか妥当か、あるいは幾らにするんだ、こういうことは政府としては考えておりませんし、また、言うべき筋合いではないと思ひます。ただ、当初に申し上げましたように、現在の水準では、日本の産業、特に中小企業が致命的な影響を受けておるという事を考えますと、私は、日本の経済の実力以上の評価になつておるのではないか、このように思ひます。そして、それに対応する唯一の方法は何と申しましても、内需の拡大にあると思ひます。もちろん緊急の輸入拡大策もある程度の力はあると思ひますが、やはり抜本的な対策というものは内需の拡大にあると考えております。

そこで、近く予算も成立をいたしますので、これを機会に、それでは政府として内需の拡大策として現在の時点にとり得る対策は何ぞやということについて一回総ざらいをしてみようということで、近く経済対策閣僚会議を開きまして、その方針を決定することにいたしております。だから、内需の拡大ということが抜本策であると考えますが、あわせて、先般の日米共同声明にも見られますように、アメリカもやはりドルという基軸通貨を持つておる国でありますから、当然国際的に大きな役割を果たしてもらわなければならないわけでありまして。したがって、共同声明には、アメリカの今後とるべき方針についてもアメリカ側が言及をしたということが記載をされております。でありますから、いろいろな政策を進めることによりまして、先ほど申し上げましたように、

わが国の円の水準がわが国の産業の実力にあつた水準に定着することを私どもは期待をいたしておるものでございまして。

○玉城委員 そこで、もう一点伺ひしておきたいわけですが、先ほど大臣もおっしゃいましたとおり、本日、公定歩合の引き下げが発表になつておるわけです。この円高が続いている原因は、申し上げるまでもなく、一向に経常収支の赤字が縮小しない、また、ドル安がずっと続いているというところにもあるわけでありまして。政府は五十二年度の改定経済見通しで経常収支の見通しを百億ドルとしたわけでありまして、私は、これは不可能であり、百三十億ドルは必至と見ておりますし、また、経済研究機関でもそういう指摘があるわけでありまして。大臣とされまして百億ドル達成は可能と見ておるのか、重ねて伺ひしておきたいと思ひます。

○河本國務大臣 一月時点の水準で経常収支は百億ドルになつておりますので、年度末の三月末では百億ドルを相当大幅に超える数字になるであらうと考えております。あるいはいまだお述べになりましてたような数字に近くなるのではないかと懸念をしておるところでございます。

○玉城委員 政府に對しましては、円高を食ひとめるその具体策並びに円高によつて特に影響を受けてます中小輸出関連業者に対する救済策の実施を強く要望しておきたいと思ひます。

ちよつと、法案に入ります前に、これは沖繩の問題でございますが、一点だけ伺ひさせていだきたいと思ひます。

昨年の十一月に、中小企業連鎖倒産防止共済法の審議の際に、沖繩県の特免業者について御質問を申し上げたわけでありまして、その後通産省とされましてその実態を調査されたと思ひます。その救済策についてどのようにおとりになったのか、中小企業庁長官の方にお伺ひしたいと思ひます。

○岸田政府委員 ただいまのお尋ねは、たしか円高緊急融資の対象となり得るかどうかという点に

ついてのお尋ねであつたかと思ひますが、その際にもお答えをいたしましたように、従来のドル対法のおきには輸出関連だけを対象としておりまして、今回の円高対策法においてはある程度弾力化していき、その場合においていわゆる特免業者をも対象とし得るような工夫を研究したいという御答弁を申し上げました。

実はその後、政令で議論をいたしまして、特免業者をも対象とし得るという形で処理をいたしておりますので、もし問題がございませうであれば、現地の県庁なり何なりにお伺ひ合わせをいただければと思つておるところでございます。

○玉城委員 それでは、法案について伺ひをいたしたいと思ひます。

特定不況産業として指定を受ける要件は、法案の二条にございまして設備の生産能力の著しい過剰が長期に続くことが見込まれ、また、その業種の事業者の相当部分の経営が長期に不安定状態が続くと認められ、また、その業種の設備の処理を行うことによつて事態を克服することのできるということが必要であるわけでありまして、特定不況業種として法律の対象はどういうものと考えているのか、どういふものを予想しておられるのか、お伺ひをいたしたいと思ひます。

○濃野政府委員 私からお答え申し上げます。

今回の法律によりまして特定不況産業といういはば法律の対象業種になりますのは、最終的には法案の第二条の第二項、第三項によりまして申し出が前提となつておりますが、ただいま先生の御質問の第二条の第一項の關係、つまり一号から四号まではこれは法定をしておりますが、このほか五号で特定不況産業のいわば候補業種として政令で指定になりますものは、今後この法律ができまして後で、私ども、ただいまお述べになりましたような五号の要件に何が該当するかということにつきましても検討を進めたいと思つております。

ただ、この法案成立の過程におきまして私ども事務当局として念頭に置きました業種といたしましては、いわゆる化学肥料関係の業界、それから

綿・スフ・合繊紡というような紡績業界、それから毛紡績の業界、それからフェロアロイ、フェロシリコン等のフェロアロイ業界、それから段ボール原紙、それから塩化ビニール樹脂の業界等が通産省の所管として一応念頭に置いた業種でございます。

そのほか、他省の所管業種、たとえば農林省の關係では合板あるいは精糖というようなものが考えられるのではないかと、また、運輸省所管の業種といたしまして、船舶製造業は法定しておりますが、そのほか船舶用の機関でございましてとか船舶用品、いわゆる船用品等が候補として考えられるのではないかと、こういうことを私ども一応念頭に置いて法案の作成に当たつたわけでございまして。

○玉城委員 ただいま予想される特定不況業種をお挙げになつていらっしゃつたわけでありまして、この業界にとどの程度の設備廃棄が必要かという事を、予想数字があつたらついでに教えていただきたいと思ひます。

○濃野政府委員 業種ごとの設備処理量がどのくらいになるかという事は、先ほど申し上げましたように、この法律が成立をいたしましたならば、私どももいたしましては、いわば対象業種の候補業種、これを至急に決めなければなりません。さらに、これが決まりましたら、その業種に属します大部分の事業者の方の申し出に基づきまして初めて特定不況産業として特定するわけでございまして、しかもその後、安定基本計画をつくる審議会の諮問等々の具体的な手続を経て検討されることになつてまいります。したがつて、現段階で業種ごとに幾らかということをおし上げることは大変むづかしいと思ひますが、私ども、昨年から、ただいま申し上げましたような念頭に置いてある業種につきましても、産機審の部会あるいは非公式な研究会の場等におきまして、通産省所管につきましてもいろいろな検討をしております。大体どの程度を一つの目安として私どもも考えているかということをおし上げますと、まず、平電炉につきましても、三百三十万トンを一応設備処理の

対象の数量にしたい、それからアルミ製錬につきましては、現在約百六十万トンの能力がございますが、そのうちの四十万トン程度をいわゆる広い意味での設備処理の対象として考えたらどうか、それから合機につきましては、現在約百五十万トン程度の生産能力がございますが、この大体二割五分から三割に当たる三十五万ないし四十五万トン程度が設備処理の対象として検討の対象になるのではないかと考えています。綿紡につきましては、現在約一千百万トンでございますが、この約二割程度、二百二十万トン程度が検討対象になるのではないかと、毛紡績につきましては、現在約二百二十万トンのうちこの二割前後、四十五万トン程度を検討の対象といたしておる。以上でございます。

なお、そのほかに、化学肥料でございますとかあるいは先ほど申し上げましたフェロアロイ等につきましては、それぞれ基本問題研究会等の場を使いまして現在いろいろの検討をしておるという次第になっております。

○玉城委員 この法律案は、特定不況業種に対して安定基本計画を策定して、それに基づき設備廃棄を実施させるのが骨格となっておるわけであります。そこで、この安定基本計画の策定についていろいろ問題点が予想されるわけであります。その点についてお伺いしてまいりたいと思ひますが、安定基本計画の作成はこの法律が有効に機能するかどうかのかなりであり、非常に大事であると思ひます。この安定計画はどのように作成されるのか、お伺いしたいと思います。

○濃野政府委員 ただいま御指摘のとおり、安定基本計画は、特定不況産業の設備の処理のいわば前提になる一つの目安でございますし、計画でございますので、非常にこの作成は重要な問題でございます。法案におきましては、第三条に「安定基本計画」という規定が設けられておりますが、安定基本計画の作成は、三条にございますように、特定不況産業が指定になりますと、それぞれの主務大臣が関係審議会の意見をまず聞いて定めると

いうのが一つの要件でございます。関係審議会と申しますのは、第二条に出ておりますが、一番それに関連のある関係の深い審議会、そういう特別の審議会がないときには通産省にございます産業構造審議会の意見を聞くというふうなことになっております。なお、私どももいたしましては、この審議会、産業構造審議会を使います場合には、業種ごとに部会ないしは小委員会等をつくりまして、そこに関係者の方々の委員としての御参加を仰いで審議を進めていきたい、かように考えております。

次に、安定基本計画の内容は、第三条の二項に挙げておりますように、主として三つの点が中心になります。

第一は、いわば設備処理の対象としてどういう機械をとるか、それからどれだけの設備の処理をするか、どういう方法によつてやるかという設備処理に関する事項でございます。

それから二番目は、設備の処理をいたしますので、少なくとも設備の新設なりあるいは増設というの制限をする必要があると思ひまして、そういう新設、増設の制限に関する事項が第二の問題でございます。

それからさらに、過剰設備の処理等を進めるに当たりまして、単に設備の数量、処理量だけにとどまらず、あるいは将来の方向として企業の販売提携をいたしますとか、さらに進んでは合併をいたしますとか等々、設備の処理に関連いたしまして将来の事業のあり方等に絡んでいろいろの考え方、基本原則等を定める必要があるのではないかと、そういうものが第三番目の問題でございます。その三つの点を安定基本計画の内容として定める、かようになっております。

○玉城委員 この安定基本計画がこの法案の非常に大事な部分であることは、もう先ほど申し上げましたし、また、そのとおりの考えになつていらつしやると思ひますが、この安定基本計画は需給見通しが大前提にならなくてはならないと思ひわけです。需給見通しは、需給ギャップのほか、為替

レート、輸入状況、国際競争力、景気動向等々、内外の環境変化で刻々と変わつてくると思われるわけでありまして、これらに耐え得る正確な見通しを本當につくることが可能かどうか、その点をお伺いしたいと思ひます。

○濃野政府委員 御指摘のように、この安定基本計画の作成の大前提は、五年先あるいは数年先、いずれにいたしましても中長期の将来の一定の目標年次を定めまして、そのときのこの業種としてあるべき姿を描く、具体的には、先生の御指摘のようなそのときにおける需給の状況がどうなるかという見通し、長期見通しを前提にする必要があることは申すまでもございせん。御指摘のように、それは今後の日本の経済成長率をどう考えるか、あるいは国際競争の中で一体どういう地位を占めるべきであるか、競争国の関係はどうか等々、大変むずかしい問題がございせん。御指摘のとおりでございます。ただ、私どもは、やはり通産省の産業行政の仕事といたしまして、大変むずかしいことではございせんけれども、すでに現在までも関係業界ないしは広く学識経験者の方等も集ましまして、現在見通し得るあらゆる最大の情報をつかみまして、むずかしいことではございせんが、そういう中長期の需給見通し、基本計画をつくる前提としての計画をつくらなければならぬと思ひます。また、つくり得るものと私どもも考えております。

○玉城委員 実は私たちは、今月の去る六日から七日にわたつて、構造不況業種の典型的な工場の幾つかを訪れて、ひざ詰めでその苦しい状況の訴えも聞いてまいつたわけでありまして、この問題について、具体的にはまた次の機会に譲つてお伺いしてまいりたいと思ひます。

そこで、平電炉の四十八年度の生産能力は千五百九十万トン、生産は千六百六十六万トン、稼働率八七・九％、これが五十一年度になりますと、生産能力は千九百九十五万トン、生産は千四万トン、稼働率は五二・一％と生産能力のみが急激に拡大し、生産稼働率は落ち込んでゐるわけであり

ます。この平電炉の場合であります、四十八年、四十九年当時から平電炉業界においては過剰設備が言われ、構造不況業界という見方ももうすであつたわけで、当時通産省の見通しはどのようなものであつたのか、お伺いしておきたいと思ひます。

○堺説明員 お答え申し上げます。四十八年当時、御指摘のような数字の見通しを通産省として掲げましたけれども、御承知のように、石油ショックという事態を想定しておらなかつたわけでございます。当時の成長率を前提にして策定したものでございます。

○玉城委員 そこで、東京製鉄の社長が朝日新聞に述べているところによりますと、通産省は鉄の需要はさらに拡大する、鉄不足時代が来るという見通しだったと言つておるわけですね。通産省は業界をミスリードしたのではないかと、御指摘がございせんか。

○堺説明員 御承知のように、鉄鋼につきましては通産省がある程度のガイドラインを發表いたしておりますけれども、それに基づきまして設備をする、しないといひますのは、企業の自主的な判断によるわけでございます。したがつて、その数字に各社それぞれ自社の判断を前提にして、その結果の集計が最終的には相当上回つたというふうな考えられます。

○玉城委員 それを採用する、しないは企業の自主的な判断である、まさにそのとおりであると思ひますが、これはやはり通産省として大きな責任のある問題であることは間違いないと思ひわけです。その点はまた次の機会にお伺いしてまいりたいと思ひます。

平電炉業界の生産能力は、四十八年の千五百九十万トンから五十一年には千九百九十五万トンに設備が拡大しているわけですね。これが今日の事態を招いていると思ひます。この間、毎年設備拡大がなされ、一方生産稼働率は停滞、下降を示しているわけでありまして、通産省はこの生産能力の拡

大に對しどのような考えを持ってきたのか、また、どういふ指導をしてきたのか、お伺いをしたいと思います。

○堺説明員 御承知のように、四十八年の石油ショック以来、我が国の経済は安定期といえますが、相当リブレースしたような状況になっております。したがって、千九百九十五万トンの生産設備、現在それを若干超えて二千五百万、二千六百万トンの近くになっておりますが、明らかに生産能力としては過剰という状況でございます。したがって、基礎産業局長の私的機関といたしましては、基礎産業局長の私的機関といたしまして、平電炉基本問題研究会というものを設置いたしました。そこで鋭意検討いたしました結果、二千五百万トンの能力は昭和五十五年におきましても三百九十万トンないし五百九十万トン程度の過剰設備になる、したがって、それを前提にいたしまして、三百三十万トン程度は廃棄すべきではないかという御意見が出ておる次第でございます。

○玉城委員 これも繊維業界の日清紡は見解を発表して、通産省の需給見通しが正しかったことではないという趣旨のことを言いつつ切っているわけでありまして、このように、需給見通しは非常にむずかしい、正確なものを作成することはほとんど不可能に近いのではないかとすら考えられるわけですから、そこで、不正確な需給見通しを前提にして適切な安定基本計画などをつくることは非常にむずかしい、私はこう思うわけです。果たして本当に確実な計画をどういふふうにおつくりになるおつもりであるのか、お伺いをしたいと思います。

○濃野政府委員 御指摘のように、長期の需給見通し、需給計画をつくることには、いろいろな非常にむずかしい問題があることは事実だろふと思ひます。特に、ただいま御指摘のようなオイルショック後のいわば日本の産業経済の需給構造が非常に大きな屈折をいたした時期だけに、ここ数年の間の需要と供給の関係が、大分前で見えておりました長期計画のラインからあらゆる面で下方にシフトしてしまつたというのは事実と

して私も認めなければならぬところだと思ひます。

ただ、この需給の屈折が終りまして、新しい一つの経済の発展と申しますか成長の経路をいまだとらうとしておるところでございます。経済がそういう一つの屈折を過ぎました後、もちろん長期にわたりますてはいろいろな要因はあるかもしれませんが、一定の経済の成長を前提として、先ほど申し上げましたようなそれぞれの関係者あるいは専門家の方々の御意見を入れながら一つの長期の需給計画をつくることに努力をいたしますれば、むずかしいことではございますが、この設備処理等についての目安としての数字を求めることは十分可能ではないかと、また、具体的に設備処理の数量を決めるに当たりましては、そういう需給計画にはそれは申し上りまして、いろいろな変動があるんだということを前提に置きまして、設備の処理量についての具体的な数字を決めるときの一つの判断の材料にするというふうなことも当然考えなければならぬではないか、こういうふうな考へております。

○玉城委員 関連してお伺いしておきたいわけですが、通産省は昭和六十年を目標年次とする産業構造の長期ビジョンの作成を検討中であると承っておりますが、今度の産業構造の長期ビジョンはいかなる点に重点を置いて作成されるのか、お伺いしたいと思います。

○濃野政府委員 私ども、いわゆる産業構造ビジョン、昭和四十九年に第一回の構造ビジョンというのを産業構造審議会の答申という形で御検討願ひまして、以来四十九、五十、五十一年と三年間にわたり作成いたしました。昨年、昭和五十二年は、私も、具体的な業種別の長期の見通しをつくるにつぎましては、なほ経済が非常に不確定な要素が多いということから、今後の産業構造の転換、変革の中での大きな問題点を指摘をいたしまして、具体的なビジョンの作成を一年間休んだわけでございます。しかし、最近に至りまして、やはり長期の産業構造のビジョン、しかも業種別

にある程度のガイドラインを示してもらいたいという空気があらゆる部門で非常に多うございまして、先ほどから先生の御指摘のように、現在の情勢の中で長期のビジョンを示すということにはいろいろむずかしい問題がございますけれども、石油ショック後の経済の非常に大きな屈折も一応一つの安定の方向が出てきておりますし、こういう情勢の中で、各方面からの要請に従ひまして、できれば五十三年度は従来のような構造ビジョンの作成に取り組んでみたいと考えております。

なお、その構造ビジョンの中で何を中心にやるかというところは、現在事務的にいろいろ問題点の整理をやつておるところでございます。大体この半ばをめぐって、でき得れば従来のような構造ビジョンをつくつてみたい、こういうふうな考へておるわけでございます。

○玉城委員 そのおつしやいました長期ビジョンと本法案の安定基本計画との関係はどのように理解すればいいのかわかりませんと思ひます。

○濃野政府委員 長期ビジョンで示します非常にマクロの経済のあるべき姿、あるいはさらに一歩踏み込みまして主要業種別の姿というものが長期ビジョンの中で取り上げようと考えられるものでございまして、これはどちらかと申しますと、業種別にいたしましては、もつと大きな分類でございまして、そういう意味で、今回の法案の対象業種として予定されておる業種すべてが、個々の業種の対象になることは私も考えておりません。もつとも、業種によりましては産業構造ビジョンで取り上げる対象業種になるものもあり得るのではないかと考えております。そうは申しまして、長期ビジョンをつくるに当たりましては、基本的な考え方、今後の経済成長率をどう見るか、日本の貿易構造をどう見るか等々、基本的なフレームを私ども決めなければいかぬと思ひますが、そのフレームの中で今回の特定不況業種、構造不況業種がどういふところになるかという、そのフレームの中での位置づけというのは、この安定計画を

作成する場合に基本的な方向としてやはり考へていかなければならないものではないか、こういうふうな考へておるわけでございます。

○玉城委員 先ほどから、この法案の安定基本計画は正確を期するというのが非常に困難性が伴う、正確な数字をはじき出していくことが非常にむずかしい要素が多々あるという点を申し述べた、また、局長のお答えもそういうふうなこともおつしやつておるわけですが、だからといって、この安定基本計画を立案しなくていいという意味ではないわけですか。問題は、この安定基本計画に基づいてどのようにして設備廃棄を実施するかということだと思ひます。

そこで、本法案によれば、まず業界の自助努力によつて行うこととあります。この点は、午前中の質疑においても、通産大臣はこの点を強調されておられたわけでありまして、指示カルテルを通産大臣が行う場合はどういふ場合が考えられるのか、お伺いをしたいと思います。

○濃野政府委員 いわゆる過剰設備の処理をどうやって進めるかということ、私も、この法律案の作成に当たります前、いわゆる構造不況問題が出たときから、基本的な考え方といたしまして、ただいま御指摘のありましたように、その前提はあくまでも関係業界、事業者の自主的な解決への努力を前提とするという基本的な考え方をとつてまいりました。今回の法案でも、ただいま御指摘のございましたように、基本的には、第四条に挙げてございまして、事業者の自主的な努力で解決をすべきものと考えております。ただ、従来のように国が申しますか、各行政官庁といたしまして、いわゆる行政指導等を通じて設備の処理の問題に取り組んできたのと違ひまして、今回こういう法律によりまして構造不況問題の解決のいわば一般的な共通の問題でございまして、先ほどから御指摘のございました将来の一つの計画をつくる、そして計画をつくつた以上、最終的にはその計画の達成が担保される仕組みが

必要でございまして、そのために、ただいまのよう自主的な努力を前提にしながらも、その担保の仕組みといたしまして、いわゆる指示カルテル制度を第五条に設けたいということにいたしましたのでございまして。

いかなる場合に指示カルテルが発動するかと申しますと、第五条に挙げてございまして、第一の条件は、自主的な努力だけでは設備の処理が円滑に進まないということが一つ、それから第二は、進まないでも、これが日本経済全体の今後の運営、発展に著しい支障を及ぼさなければ、あえてカルテルの指示をする必要はございせんが、ほつておけば、単にその業界の個々の事業者がどうなるかということではなしに、国民経済全体に悪い影響を与えるというようなときに、審議会の意見を聞いて設備処理に関するカルテルを結べという指示をする、こういうことになっておるわけにございまして。

○玉城委員 先ほどから何回も申し上げましたとおり、この安定基本計画の正確を期することは、いろいろと不確定要素を前提としなくてはならないという立場から、非常に困難性があるわけですね。ですから、その安定基本計画はきわめて正確性から遠いということが十分予想されるわけですね。そういう中で指示カルテルを行うということは、ちよつと行き過ぎのような感じがするわけですね。せめてガイドラインを示すという程度に、いわゆる本体の方が正確でないものに基いて指示カルテルを出すわけでありまして、そういうことが考えられるわけですね。

それで、一応それはおくとしまして、業界がまとまらない、あるいは放置しておくとの経済上の問題が起ってくるというも、指示カルテルの場合、この実施にはむずかしい問題が起ってくるわけですね。指示カルテルは強制力がないという見解のようでもありますけれども、本法律案の指示カルテルは相当きつものだと思います。そこで、指示カルテルに従わない場合は債務保証を受けることができないことになるのかどう

か、一応伺いしておきたいと思ひます。

○濃野政府委員 まず、ただいま御質問のございました指示カルテル、つまり共同行為を実施すべきことを指示した場合に、これは当該業種に属する全事業者に対して指示をするわけにございまして、その場合に、その共同行為に参加をしなかつた、その人をどう取り扱うかという問題でございまして。

これは、法律上別に何の規定もございせんが、ただいま御指摘のように、この法律の第三章以下にございまして基金による保証の対象にするかどうかということにつきましては、この指示に従わないで共同行為のいわばアウトサイダーになった方に対しては、その保証を行うということは基金の運用としてできないのではないかと、こういうふう

に私どもも考えております。

○玉城委員 おつしやるところのアウトサイダーは債務保証が受けられないということがあれば、これは強制力が相当あるというふうに考えられるわけですね。

それと私は、共同行為を実施するといつても、相当むずかしい問題がつきまとうと言わざるを得ない。たとえば合板のような場合、一工場ラインという中小企業などは、指示カルテルによつて廃業に追い込まれるおそれも出てくるかと考えられるわけですね。その点はいかがでしょうか。

○濃野政府委員 ただいま合板の例をお挙げになりました。私、まことに不勉強で、合板の実態をよく存じませぬので、合板という例としてのお答えはむずかしいございまして、通産省の所管業種の中、単純に設備を一定の比率で処理をするということができる業種もございまして、それとちよつと一緒のケースではないかと思ひます。

もちろんそういう場合には、単なる一律の設備の廃業はできない。そこに、たとえば各事業者の間で、非常に進みますれば合併の問題とか、合併までいきませんでも事業の提携、生産の提携あるいは販売の提携というふうないわゆる提携によつてその業界としての再編成が行われな

設備の処理が行われないという業界もあると思ひます。そういう場合に指示カルテルの対象になるかどうかという問題、これは別の問題としてあると思ひますが、いづれにいたしましても、指示によつて強制的にある事業者がその事業者の意思に反してなくなるような、そういう指示カルテルは私どもとしてはできないのではないかと、こういうふうに考えております。

○玉城委員 それで、ちよつとお伺いしておきたいのですが、この法案の五十五條の「報告の徴収」ですが、この五十五條の報告を徴収する事業者の範囲は、すべての業者なのかどうか、確認をしておきたいと思ひます。

○濃野政府委員 五十五條の「報告の徴収」は、「特定不況産業に属する事業者に対し」となっておりますので、一応その産業に属するすべての事業者、こういうふうな私ども解釈をしております。

○玉城委員 指示カルテルに従わないアウトサイダーを認めるということになるわけですが、実際アウトサイダーの存在を、この法案、特にいまの五十五條の点から考えましたときには、その存在は認められないようになるのではないかと懸念があるわけですね。それはまた、この五十五條の「報告の徴収」は、アウトサイダーであるとな

とにかかわらず、いまおつしやいましたように全事業者になるわけですから、業務又は経理の状況に関し報告をさせることができる。ううんになっていくこと、もう一点は五十八條の罰則規定、この五十五條との関連で、業者は、罰則規定もあるわけですから、通産省に知られるのではないかと

いうのではない、結局実際的には従わざるを得なくなる点、いかがでしょうか。

○濃野政府委員 まず、五十五條「報告の徴収」の規定でございまして、第一章又は第二章の規定の施行に必要な限度、この「施行に必要な限度」というのは何であるかという点が、この報告徴収の対象をどこまでにするかという問題でござい

まういうものをとるかということを決めることになると思ひます。

私ども、先ほど御答弁申し上げましたように、ここにおける事業者はすべてを含んでおりますが、現在、この報告徴収で何をどうするかというところを考へておりますのは、一つは、安定基本計画の策定それから共同行為の指示等に関連をいたしました、特定不況産業がこの五十五條の要件に該当するかしないかという場合の特定不況産業の指定の取り消しを行うときに、一体生産設備の状況がどうか、経営状況についてはどうかというふうな報告徴収をとる必要があるのではないかと、それから、安定基本計画をつくる場合、この場合も安定基本計画の内容といたしまして、生産設備の状況でございまして、生産設備がどうなっているかとか、あるいは設備の新設の計画はどうなっているかというふうな点についての報告も必要があるのではないかと、あるいは安定基本計画の実施状況がどうなっているかというふうな点につきましてもとる必要があるのではないかと等々のことを考へております。

先生の御質問の御趣旨のお答えになったかどうかはわかりませんが、現在のところは、私ども、そういうことで五十五條の運用をしていきたいと考えておるわけにございまして。

○玉城委員 この点はまた次の機会に詳しくお伺いしてまいりたいと思ひますが、この設備廃業に関連をいたしまして、中小企業への影響が相当出てくると思つております。この点は、ぜひ大臣の方から、この設備廃業に伴いまして下請のそういう関連中小企業への影響をどのように考へておられるのか、その点をお伺いしたいと思ひます。

○河本國務大臣 下請の企業、それから関係の中小企業、今回の設備廃業に伴いまして相当大きな影響が当然出てまいります。つきましては、そういう方々の御意見等も今回の廃業計画にできるだけ反映をさせたいということをいま考へておるところでございまして、いま考へておりますことは、

こういう下請あるいはまた中小企業の方々のみならず、地域全体にとつても大きな影響が出る場合も当然あるかと思ひます。でありますから、地域の代表の方々の意見も反映をしなければならぬ。いま工夫をしておるところでございますが、一つの考え方としていたしましては、審議会等に臨時の委員として入っていただく、こういうことで積極的に意見を述べていただく、こういうことも一案でなかろうかと考えております。

○玉城委員 この法律は製造業だけが対象になっておるわけですか。安定基本計画によつて供給のパイプが細くなりますと、川下である販売業者はもとに影響を受けることは当然であります。川上の製造は債務保証を受けられるが、川下の業界はカルテルでもしなければ対応できなくなると思われるわけでありまして。カルテルをやると課徴金を取られることになり、川下産業の影響は無視できない。これは当然、政府としては強力にこの関係の業者に対する救済策は用意されなくてはならない、このように思ふわけでありまして、その点についてお伺いをいたしたいと思います。

○濃野政府委員 この法律によります特定不況産業の過剰設備の処理が進んでいくという場合に、御指摘のような関連中小企業、下請関係その他広く関連事業者による影響を与えることが予想されるわけでございます。もつともこの法律は、むしろ特定不況産業、ただでさえいろいろな不安定な要素を抱えておられて、それを放置したときにはその影響が、さらに別の意味で悪い影響を与えることも予想されますので、むしろこういう特定不況産業を安定させることによつて、予想される悪影響を防止するといふ面もあると思ひます。ただ、それは申しまして、関連事業者、中小企業等への影響につきましても、設備処理の実施に当たりましていろいろ考へていかなければならぬ問題でございます。中小企業関係につきましては、現在いろいろな政策の仕組みがたくさんございまして、こういうものとの有機的な連関を考えながら、中小企業問題の円満な解決に対処

をしていくという方向で設備処理問題に取り組んでいきたい、こういうふうに考えております。

○玉城委員 時間も迫つてまいりましたので、最後に二点ほどお伺ひして、質問を終わりたいと思ひますが、設備廃棄がされまうと、当然雇用問題、雇用対策、この法案の中にそれに関係する条文がうたわれているわけでありまして。そういう雇用対策と、もう一点は、この基金が一千億程度で果たしておさまるのかどうか、以上、二点を最後に伺ひしたいと思ひます。

○濃野政府委員 第一点の雇用問題でございますが、これはもう御指摘までもなく、構造不況問題の解決に関連をいたしまして一番大きな問題であろうと考へます。そういう意味で、私ども、この法律の中におきましても、ただいま御指摘のございましたように、第十条のところに「雇用の安定等」という一章を設けまして、特定不況産業に属する事業者のいわば配慮規定、あるいは国ないしは都道府県の努力規定を設けまして、雇用の安定に対する取り組みの姿勢をはっきりさせたわけでございますが、ただ、この法律は、構造不況問題、そういうことで、雇用問題は非常に重要でございますが、この法律の直接の手段ないしは直接の目的は、計画的な設備の処理を円滑に進めていくといふことがこの法律の最大のねらいでございます。いわばその根っこに雇用の安定という非常に大きな目的がある、こういうふうに私どもは了解をしておるわけでございます。

なお、雇用の安定という観点から、大臣からも先ほど御答弁がございましたように、たとえば安定基本計画の策定に当たりまして、関係労働界の御意見を聞くようなそういう仕組みをつくり上げる、審議会の委員等に御参加を願うというようなことで雇用安定問題に対する取り組み方をしたいと考えております。

それから第二に、債務保証基金のいわば債務保証限度の問題でございます。この問題につきましては、御指摘のとおり法律上は何ら金額の明示はございませんが、五十三年度の予算編成に当たり

まして、開発銀行からの出資ということで現在百億を限度として出資が行われる、なお、これにあわせて民間の出資、出捐を期待するということになっておりまして、保証限度を十倍といたしましたときの金額は、御指摘のとおり千億プラスアルファというのが限度になると思ひます。

この保証限度で足りるかどうかという問題につきましては、これは今後この法律ができてまうと、業界の申し出によりまして一体幾らの設備処理の対象金額が出てくるかということにかかると考へてございますが、私ども、この制度の発足に当たりまして、一応千億ということで発足をすることにいたしました。今後のこの設備処理の進展状況等に合わせまして、その点は今後検討していかなければいかぬ、こういうふうに私どもは考へております。

○玉城委員 以上で終わります。

○山下(徳)委員長代理 宮田早苗君。

○宮田委員 安定基本計画の策定に当たつて労働組合の意見を取り入れるべきだという私どもの主張に対して、通産大臣あるいは労働大臣から、これまで以前向きで積極的なお答えをいただいたところでございますが、この際、もう一歩進めまして、当該業種におきまう雇用計画を基本計画の中に明文化すべきではないかといふことであります。第十条に雇用の安定を起すことと考へてございまして、この内容では精神規定という域を出ていないのじゃないか、こう思ふのですが、さうは労働省のお見えになっておりませんので、通産大臣、その点のお考えをまずお聞かせ願ひたいと思ひます。

○河本國務大臣 この法律は、先ほど来質疑応答を通じて明らかになっておりますように、構造不況業種の設備の廃棄といふところにこの法律の目的があるわけでございます。しかしながら、設備を廃棄いたしますと、当然雇用問題が表面化してまいります。もうすでに構造不況業種は長い間の不況に苦しんでおりまして、ある程度の雇用の調整は進めておりますし、あるいはまた、設備

が廃棄されても一部の者は他の職業に転換をしていく、こういうことも当然考へられますので、全部が全部職を失うということではありませんが、いづれにいたしましても、背景には雇用問題という大きな課題が存在していることは、私どももよく認識をしております。

そこで、その受けざらといたしまして、昨年の年末に各党共同でつくつていただきました離職者対策法というものができておるわけでございますが、私どもは、今回の法律と昨年末のこの離職者緊急対策法、これは表裏一体の関係である、このように理解をいたしております。

しかしながら、いづれにいたしましても雇用問題は大事でございますから、今回のいろいろな計画を進めていきます場合に、各種の審議会に労働界の方々の御意見を十分聞いてやっていこう、こういうことを決めておるわけでございますし、また、労働大臣とも十分協議をしていかなければならぬと考へておりますし、いま精神訓示規定のようなものだとおっしゃいましたが、国、県または事業者は雇用問題に対して特別な配慮を払つていかなければならぬといふことも明記をしてありますので、昨年できました法律とあわせまして雇用問題には万端漏れなく考へていかなければならぬ、このように考へておるのでございます。

ただ、繰り返して恐縮でありますけれども、この法律自身は設備の廃棄といふことを目的とする法律でございますから、雇用問題につきましては、先ほど申し上げましたような取り扱いにさせていただきますたいと考へております。

○宮田委員 大臣の御意向を承つてあれしておりますわけですけれども、特にこの種の関係については、これは要望になるわけですが、設備廃棄、これはもちろんそれが目的ではございませんけれども、廃棄即ちこれに従事しておる者としては死活の問題にかかわるわけでございますので、特に通産省、労働省十分な連携をしていただいて、いま通産大臣おっしゃいましたように労働大臣と十分連携をとる、こういうことでございまして、それに期待

をするわけですが、各省庁間の連携というものにつきましても、特に格段の配慮をお願いしておきます。

それから、特定不況産業の指定手続について、疑問な点を少しばかりただしておきたいと思ひます。

第二条三項は企業数とシェアを問題にしておるわけでありますが、二つの要件を満たさなければ手続の開始ができない。条文を読んでみますと、「かつ」という言葉がございしますが、すでに通産省の方に、業界とか労働組合から、この「かつ」という言葉を「または」というふうに修正すべきだという意見が寄せられておると思ひます。

こういふ例があるわけですが、アルミ加工分野、これは御多分に漏れず過当競争と不況にあえいでいる分野でございしますが、この業界は上位三社でシェアが五〇%を超えております。残り百社以上がしのぎを削っているわけですが、強いところが設備の廃棄や凍結に同意しないようなケースも考えられるわけですが。数の上で大半が業種指定を申請する意図がありまして、業界の足並みがそろわない場合のことでございしますが、この字句は考え直す必要があるんじゃないかと思ひますが、この点、どうですか。

○濃野政府委員 特定不況産業のいわば指定の要件といたしまして、御指摘のように、第二条の三項に、その前の項の第二項の申し出がまず前提でございしますが、申し出をした者の数がその業種に属するすべての人のいわば大部分であつて、かつ、事業活動——事業活動と申しますのは、たとえば売上高あるいは生産量等々でございしますが、これも大部分という数でつないでございまして、両方がかかっているというわけでございます。これは非常にシビアな条件ではないか、こういう御指摘ではないかと思ひます。

なるほど確かにシビアな条件でございしますが、私ども、ただいままでの御答弁申し上げましたように、過剰設備の処理を中心としたこの法律案につきまして、あくまでも前提は、その関係

業界が一致して設備の処理に取り組もうという自主的な努力あるいは自主的な解決への姿勢というものをお前提にしたい、こういうことでございします。やはりそこまですべて業界の意思が固まっておるのだという一つの基本的な表現といたしまして、数の上でさらに事業活動の上で大部分——大部分というのは、大体従来の法令の例から見まして、約三分の二以上のものという解釈が慣例でございしますが、そういう業界全体のまとまりがある場合に初めてこの法律の対象にしたかどうかというところで決めたわけでございます。

○宮田委員 この法律に言います業種指定について、これは二条で規定されておるわけでございますけれども、総体的に言いますと製造業ということになるのじゃないかと思ひます。しかし、その製造業に付帯をいたします業種といふか、会社といふか、その指定の問題について、この法律の解釈では受けられないということになっておるわけでございます。さきの質問者の御答弁で通産大臣いろいろお答えになっておりました、その点わかるわけでございますが、何しろ製造業に付随する業種は製造業より以上にこの種の指定を欲しておる、こういうことなんぞございしますが、その面についてはどういふお考えを持っておられますか、お聞きをいたします。

○濃野政府委員 いわゆる構造不況業種と昨年以來言われてきた業種は、主として製造業でございしましたが、ただいま御指摘のように、必ずしも製造業のみならず、たとえば第一次産業に属します鉱業等も、大変な最近の経済情勢の中で非常に苦しいおる業種ではないかと思ひます。その他にも不況の波をかぶりまして苦しんでおる業種はいろいろあると思ひます。そういう業種に対してはいろいろの不況対策をどうするか、あるいはこういう構造不況対策をとるかというところは、これは業種別にいろいろな考え方があつておると思ひますが、今回の法律は、その中でたとえば過剰設備の処理という問題に焦点を合わせまして、いろいろ

な業種があつていろいろな問題を抱えておりますけれども、それに共通する問題として過剰設備の処理というところを取り上げてこの法律をつくつたわけでございます。

不況という観点からは、いろいろなむずかしい問題を抱えた業種というものが製造業以外にあることは私も存じておりますが、それは別途そういう事業に対する対策として手を打つべきであつて、この法律は、そういう意味で製造業に限定をして過剰設備の処理を促進するという観点からまとめ上げた、こういうふうになつております。

○宮田委員 そういふ性格とは思ひますけれども、いまおっしゃいました別途ということに対して、早くという気持ちもまた非常に強いわけでございます。指導的な配慮はしていただいておりますが、いろいろ聞いておりますけれども、改めて別途ということになりますと、どういふお考えがあるものか、いまわかつておるならば、その範囲内でお答え願ひたいと思ひます。

○濃野政府委員 この法案作成の過程におきまして、具体的問題として一つ提案になりましたのは、鉱業の問題がございまして、私も、法案作成の過程におきまして、この鉱業を対象にするかどうかということも種々内部で検討いたしました。ただ、先ほど御説明申し上げましたように、やはり製造業の抱えておる過剰設備の処理という問題と鉱業の抱えておる問題は若干問題の処理の方向も性質も違ふということで、内部でいろいろ検討の結果、一応この法律は、先ほどから申し述べておるように、製造業に限定をするということにいたしました。

それでは、鉱業の抱えておる問題をどう処理するかということにつきましては、私、詳細にはここで存じませんが、すでに長い問題でございまして、私も省内の担当部局におきまして鉱山業界といふ具体的な問題の詰めをやつておる、こういうふうには私は了解をいたしております。

○宮田委員 次に、アウトサイダーの規制の問題についてお伺ひするわけですが、当初いろいろ考へられていたわけでございますが、この法案提出の段階に削除されたということでございます。問題は、アウトサイダーを削除されたということはこの法案が及ばないということになる、そうすると、せっかくの規制ということで目的を掲げてつくられたこの法案の意図するものが私は挫折するのじゃないかと思ひますが、このアウトサイダーに対しましてどのような考え方を持って臨まれるのか、まずお聞きをいたします。

○濃野政府委員 この法律案の作成の段階におきまして、私も、一つの問題点といたしまして、アウトサイダーに対する規制の問題——ただ、アウトサイダーに対する規制の問題と申しまして、過剰設備の処理を進めるといふ意味でのアウトサイダー規制の問題ではございまして、過剰設備の処理の前提といたしまして、設備の新増設等の制限に關してアウトサイダーの規制をすべきかどうかという点は、一つの問題点として検討の対象にしたことは事実でございます。

(山下(徳)委員長代理退席、委員長着席)しかし、今回の法律案作成の段階でいろいろな各方面の御意見等を伺つたわけでございますが、非常に広い範囲の御意見が出てまいりました。アウトサイダー命令をせしめるべきであるという御意見もございましたが、一方、やはりこの法律の持つべき性格からして、そこまで国がこの段階で入るのは問題であるという御意見も、非常に幅広ございました。最終的には、私も、いわゆるアウトサイダーの規制はこの法案の対象から除外をいたしました。

ただ、この設備の処理を進めていくということは、個々の事業者の方からするとやはり経営の基本的な問題に絡む問題でございまして、アウトサイダー命令が法文上あるなしにかかわらず、単なる一片の命令、一片の指示で片づく問題ではございせん。私どもは、今後とも設備の処理に当たりましては、関係業界の方、アウトサイダーにな

られるような人に対しても、いろいろ説得し、話し合い、業界としての協調というものを一緒に進めて、アウトサイダー命令という法律上の規定はなくても、あると同様に、いわば行政的なそういう話し合いを通じて円滑な設備処理が進むように対処していかなければならぬ、こういうふうな考えでおるわけでございます。

○宮田委員 本法案の趣旨は、さきさきいろいろ言われておりますように、過剰設備の廃棄を確実にして供給と需要のバランスをとるということにあるわけでありまして、これが結果として完成して初めて法律の目的が達成されるわけでございますが、アウトサイダーというものが存在する限り、せっかくのこの不況対策というのは将来展望も含めた形の非常に重要な法律というふうに思っておりますだけに、やはりそのことによつて不安というものがつきまとうわけでございますから、通産省の行政指導に負うところが非常に大きいということなんです。行政指導そのものが、果たして業界が苦慮しておりますそのことを完全に除去することができるとか、もう一度、恐れ入りますけれども、行政指導のあり方についておっしゃっていただきたいと思ひます。

○濃野政府委員 過剰設備の処理を進めるということに對しまして、行政の取り組み方の姿勢あるいは取り組み方法等はいろいろあると思ひます。ただ、今回の法案作成に当たりまして、先ほども申し上げましたように、緊急の必要性、つまり過剰設備の処理を進めるための債務保証を中心とした金融的なバックアップの仕組みをつくること、もう一つは、自主的な設備処理を進めていくにいたしまして、単なる自主的な努力だけではできない場合に、いわゆる指示カルテルというカルテルを認めることによりまして独禁法との調整を図るということ、いわばこの必要性、早く法案をつくるという観点等々から見まして、今回御審議をお願いしました法案が現在の段階で一つのコンセンサスを得られた内容であると私も考えております。

そういう前提に立ちまして、過剰設備の処理ということは財産権の基本にかかわること、事業者から見ましては経営の基本にかかわる問題でございます。単なる一片の命令等では基本的に片づかない問題であると思ひます。したがって、先ほども申し上げましたように、関係業界の方と一緒に考え、そうして話し合いをし、説得と納得の上で問題を進めていくという方向によつて過剰設備の処理を円滑に進めていくことが必要であり、かつ、そういう方向で進めなければならぬ、こういうふうな考えでおるわけでございます。

○宮田委員 私どもは、この法律案を、時限立法でございますから、言うならば緊急避難のための必要というふうな考えをしております。そのためにやはり産業政策的な考え方によっておるわけでございますが、問題は、独禁政策との関係というのが実行の過程の中で当然出てくるのじゃないかというふうに思ひますけれども、その点については、この法律そのものは独禁政策との関係は問題なしとされておるものかどうか、お聞きいたします。

○濃野政府委員 この法律案を作成するに当たりまして一つの調整を要しました問題は、先ほども触れましたような指示カルテル制度を中心とするいわゆる独禁政策との調整の問題でございます。御案内のように、一月の半ば過ぎだったと記憶いたしておりますが、私どもの第一次的な考え方がまとまりました後、公正取引委員会とその点についての協議に入りました。二月の初めまで若干の時日は要しましたが、いろいろな意見を交換いたしまして、最終的に御審議を願う法案の形にまとめたわけでございます。現在の段階におきまして公正取引委員会と今度の設備処理に関するこの法案との調整は完全に終わっておる、こういうふうな私は了解をいたしております。

○宮田委員 私は、さきの本会議でこの法案の質疑の際に、信用基金制度の樹立に関連をいたしまして、必要資金のすべてを民間金融機関に依存せず、開銀等政府系の金融機関が融資できる方法を

講ずるべきだ、こう主張したわけでございます。あの際、政府の考えを求めたわけでございますが、答弁が欠落しておりましたので、この席で通産大臣に改めてお伺いをしたいわけでございます。

○濃野政府委員 私から、まず事務的な点をお答え申し上げます。資金の確保の問題、実は私ども、この法案の中にも盛り入れました債務保証、これは先ほどから申し上げておりますように、設備の処理は基本的には業界の自主的な努力ということが前提であることから、これを保証ということによつてバックアップをするのが一番適切ではないかということに設けたわけでございますが、御指摘は、設備処理にはこういう保証行為のほかに資金の面でのいろいろな政府の施策が必要ではないかということでございます。法案の第九条にもそういうことで「資金の確保に努める」という規定を設けております。

具体的に私どもも考えておりますのは、すでに昭和五十二年度から一部の業種について枠を設けておりました開銀の融資等につきまして、五十三年度からは、この安定基本計画に基づいて設備処理を行う事業者が、設備処理といういわば後向きのお金ではございませんで、設備の処理に伴つたたとえば事業の転換等を行っていくという前向きの資金につきましては、そういう転換に必要な設備資金等につきましては開銀から低利の融資をする、そういう制度の道も開くような手配をいたしております。具体的に申し上げますれば、開銀のその他枠の内数にいたしまして、そういう意味での前向き資金の供給も考えております。こういうことで、ただいまの御質問のような方向で問題を取り上げていきたいと考えておるわけでございます。

○宮田委員 構造改善での設備処理に際しまして、償却の終わった設備を残して新鋭設備を廃棄するようにならないうかという危惧の念もあるわけでございます。国民経済的に見てもマイナスということになるわけでございますが、設備の合理的な処理を考えるべきだと思うわけですが、そ

の指導についてお伺いいたします。

○濃野政府委員 設備の処理の今後の具体的な進め方につきましては、業種によりましていろいろ問題を抱えておりますし、個々の業種の今後の具体的な検討にまたなければならぬと思ひますが、ただいま御指摘のように、企業としてあるいは業種としての今後の方向の中で不合理なものであつてはならないと私は思ひます。したがって、どういった設備を対象にするか、あるいは設備の中でどういったものから廃棄をしていくかということは、個々の具体的な安定基本計画の中での設備の処理を決めるに当たりまして当然御指摘のような点を頭に入れて、それを前提として検討し、考えなければならぬ、こういうふうな私は考えております。

○宮田委員 もう一つ、設備の処理の方法について、法案の中には「廃棄若しくは長期の格納若しくは休止又は譲渡」というふうになっておりますが、この際、処理する設備を対外的に活用するというお考えはあるかどうかということですが、いわゆる過剰設備につきまして、これをたとえば外に輸出をするということはどうかという御指摘ではないかと思ひます。今後、業種によりまして広い意味での設備処理の中でのいろいろな考え方が出ると思ひますが、この法案にいたしましては、そういう場合にその輸出した設備をこの計画の中に入れるか、特に後に決まっております保証基金の対象にするかどうかということをお考えますと、輸出をいたしたものはもう大體お金が入つてくるのでございまして、いわゆる設備処理の対象として保証基金の保証の対象にするかどうかということになりますと、ちょっと問題がある面がございます。いずれにいたしましても、今後具体的な問題点として検討しなければならぬと思ひますが、いま申し上げましたように、保証基金の対象にはちよつとならないのではないか、こういうふうな考えております。

○宮田委員 これは通産省の所管ではありません

が、合板業界が永大産業の会社更生法の適用反対に動いておるといふような報道もあったわけでございます。せっかく推進しております設備廃棄によります構造改善が、最も大きな大手の市場攪乱によつて進まなくなるといふ主張のようでございますが、通産省所管の業界でこの種の動きが見聞されたことはございませんか。また、こういう関係について、産業政策から見てどのような見解かということをお聞きしたいと思います。

○濃野政府委員 たいま御指摘の、永大産業が会社更生法の適用を受けることにつきまして業界の中に反対があるということは、新聞等で私、拝見をいたしました。

なお、当省所管業種につきましてそういうことがあるかどうかという御質問でございますが、御案内のように、会社更生法におきましては、会社の更生手続開始の申し立て、あるいは更生手続の開始決定等の場合に、裁判所が監督行政庁に意見を求めるようになっておりまして、私も関係の行政庁として意見を述べるようになっておりますが、現在までのところ、通産省所管の業種につきましては、永大産業と同様に、業界の中で、どうも会社更生法で、言葉は大変悪いございますが、すぐに生き返ってくるのはいろいろ問題があるというふうな意見もあるやうなことは、私も耳にしたことがございます。

ただ、会社更生法というのは、更生法に定められた手続によりましていわゆる失業問題等を出さないで会社が立ち直っていくという一つの仕組みでございます。そういういろいろな御意見はあるかもしれませんが、やはり更生法は更生法として、摩擦のないような会社の更生ができることを望んでおるわけでございますから、それとひとつ考えていかなければならぬということでございます。私どもは、業界の中の同業他社の御意見等も耳に入れ、あるいはその会社の具体的な雇用者の状況、その業界における地位等、個々具体的なケースに合わせまして適時適切な対応をしておるべきではないか、こういうふうな考えをしております。

○宮田委員 最後でございますが、中小企業庁長官にお伺いするわけでございますが、昨年から公共事業主導型によります景気回復施策が中小企業の分野にどの程度浸透してきたのか、この種の指標がないものですからわからないわけですが、中小企業庁はどう分析しておりますか、その点を聞いて終わります。

○岸田政府委員 昨年以来、公共事業の推進については各方面から全力をふるって取り組んでまいりましたところでございますが、それが中小企業にどういった影響を及ぼしたか。

まず、建設業は、大部分が中小企業でございますが、この面ではいろいろな明るい面も見受けられるような感じがいたします。現に、倒産件数の推移など見てまいりますと、非常に多かった倒産がちょっと一服したような感じがいたします。

それから次に、製造業関係でございますが、私も、生産統計あるいは中小企業の景況調査をアンケート調査の形で毎四半期やっておりますが、それを見てまいりますと、一般の生産活動と比べますと、建設に關係する分野の生産活動、これが一歩か二歩先に進んでいる、多少明るさが見えてきておるようなことがいまのような調査にもうかがえるような気がいたしておるところでございます。

なお私も、その間の動きについては十分今後とも注意して見てまいりたいと思っております。

○野呂委員長 工藤見君。

○工藤(見)委員 共 私は、日本共産党・革新共同を代表しまして、特定不況産業安定臨時措置法案について質問いたします。

最初に、本法案の「特定不況産業」は、通産省がこれまで「構造不況業種」と呼んできたものと同じかどうか。これは特に「製造業」ということですが、たとえば通産省が七八年一月「構造不況産業の実態について」というものを出して幾つかの例示がありますが、それから選び出すのかどうか、その点についてちょっと伺いたいと思っております。

○濃野政府委員 お答え申し上げます。

今回のこの法律の具体的な対象を何にするかという点につきましては、法律の一号から四号まで特定されておる業種を除きましては、今後政令で候補業種が指定になりますが、たいま御指摘のように、昨年の大体春から構造不況業種という言葉が出てまいりました。そのときに、通産省のみならず他省所管を含めて十一業種であるとか十三業種であるとかいろいろ言われましたが、大体その業種は今回の候補業種の対象たり得るものとして私も考えております。なお、いままで言われておりましたもののほかの業種につきましても、幾つかの業種が候補業種として検討の対象になるのではないかと、こういうふうな考えておるわけでございます。

○工藤(見)委員 共 それではお尋ねしますが、ここに例示されました四業種につきまして、特にオイルショックに前後して需給の推移及び設備投資の推移はどうか。設備投資の推移につきまして、これは調査室で出されました「要点及び問題点」にもある程度ありますから、まとめて大体四十八年以後のどのくらいふえたとか、需給はどうなっているか、その辺についてお答え願いたいと思っております。

○濃野政府委員 法定四業種のうち、実は造船業につきましては私も直接の所管でございませんで、船舶局長にお見えでございますから、別途お答え願いたいと思っております。

残りの三業種につきまして、四十八年から五十二年度にわたって大体の傾向をいづつまんで申し上げますと、まず、平電炉業でございますが、平電炉業につきましては、生産能力は、四十八年度が九百八十八万トンに對しまして、その後逐年増加をいたしまして、五十一年度には千五百八十八万トンになっております。なお、五十二年度は、若干これが減少して、千五百五十万トン程度ではないかというふうに考えております。生産は、四十八年八百六十八万トンから逐年大変停滞をいたしまして、五十一年度は若干回復をしておりますが、八百二十三万トンというわけでございまして、

五十二年度は、これがさらに七百七十万トン程度にまた落ちておるのではないかと考えます。以上のような生産能力と生産の關係からいたしまして、いわゆる稼働率でございますが、四十八年度八七、八％でございましたのが、昨年は約五〇％というふうに稼働率が非常に落ちておるといふ關係になっております。

設備投資は、四十八年を一〇〇といたしまして、四十九年、五十年には八割以上の増加を示しておりますが、五十一年度はほぼ四十八年並みに下がっております。五十二年は、つまり石油ショック以前に計画された設備投資がずれ込んで四十九年、五十年に出てきておる姿を示しております。

次に、アルミの製錬業でございますが、生産能力は、四十八年の百二十五万トンから若干ずつ増加をいたしまして、五十二年度、見通してございしますが、百六十万トン強になっております。生産は、四十八年の百八万トンから非常に停滞をいたしまして、五十一年には百万トンを切りまして、五十二年度は、若干回復をいたしまして、二百二十万トン弱まで回復をいたしております。稼働率は、八六％強から五十二年度は七二％強と、なお低迷をいたしております。

設備投資でございますが、四十八年を一〇〇といたしまして、平電炉と同様に、四十九年は四十八年の倍以上、五十年で七割強という伸びを示しておりますが、昨年は四十八年に比べてすでに割りまして、九四、五％という数字になっております。これも石油ショックの前の計画が四十九年、五十年とずれ込んで設備投資が行われていたという姿をあらわしております。

それから、合成繊維製造業でございますが、生産能力が四十八年約三千八百トン強から若干の増加を示しております。昨年五十二年度は約四千八百五十トン程度になっておるのではないかと。これは一日当たりの生産能力でございます。これに對しまして、生産は四十八年度の百三十二万トンから停滞を続けまして、五十二年度もほぼ百三十

三万トン程度というふうに推定をしております。稼働率も九四、五％から五十二年度は七五％程度というふうになっております。

設備投資につきましては、四十八年を一〇〇としたしまして、四十九年は約五割増、五十年が二六％程度の増、五十一年度も同様に二〇％強の増加になっておりますが、五十二年度は四十八年度の水準を下回っております。これも設備投資が計画がずれ込みまして、四十九年、五十年に生産の減退にもかかわらず設備投資が伸びた、こういう姿を示しております。

○謝敷政府委員 造船業についてお答えを申し上げます。

まず、設備投資でございますが、四十八年をピークにいたしまして、このときに約千五百五億でございまして、これが五十一年には三百二十九億というところで約五分の一強になっているという状況でございます。

生産状況を申し上げますと、これは造船の場合には国際的な問題でございまして、世界全体が落ち込んでおりますが、四十九年がピークでございまして、四十八年度は日本では千七百六十万トン起工をいたしまして、四十九年度は千七百六十万トン、ピークが二千七百七十万トンということになっております。それ以後落ち込んでまいりまして、特に五十三年度に至りましては六百五十万トンの見込みというところで、これにつきましても問題がなしとしない状況でございます。

造船の場合にはいろいろな種類の船をつくりますので、操業度で申し上げますと、五十一年六月の海運造船合理化審議会が約六五％という操業見通しの目標が出されたわけでございまして、四十九年度を一〇〇にいたしますと、五十一年度で七九％、五十二年で六七％、五十三年の現在の見込みでは六三％ということでございます。

○工藤(見)委員(共) いま私は需給ということ、需給についても伺いましたけれども、これは時間があるから私の方で数字を挙げていいわけですが、特に平電炉につきまして、これは「要

点及び問題点」ですか、そこにも千五百九十万トンから二千九十五万トン、三二％増というふうにあります。そこで、この点が確認されると思うのですが、平電炉につきまして、先ほどのこの委員会における答弁でも、三百三十万トンぐらい減らさなければいけないと問題になっているわけですが、ちょうどその千五百九十万トンから二千九十五万トン、三二％増、つまりオイルショック以後生産能力の増強分がはいりまわらなければいけないと問題になっておる、これはよろしいと思うのです。

それからアルミの方も、先ほど四十万トンと言いましたが、これは百二十五万トンから百六十三万トンで三〇％増、これもほぼこの間のオイルショック以後の増加分がいま削らなければいけないと問題になっている。

それから合成繊維は、先ほど二五％から三〇％削らなければいけない、処理しなければいけない。これも私の計算では大体二八％増ということになると思っております。

造船は、これは私の方では、五十一年度まで大体一二％ぐらい能力がふえた。これは興銀の調査などがございしますが、ともかくもこのオイルショック以後にふえた生産能力の分をいま削らなければいけないということになっている。

少なくともこれらの業種について、造船は別として三業種についてはそう確認されると思っておりますが、それはどうでしょうか。

○濃野政府委員 私、先ほど平電炉と申し上げました数字は、実は先生のは平電炉の粗鋼生産能力の数字を申されましたが、私は小形棒鋼の生産の数字を申し上げましたので、数字が食い違っております。申し上げておきながら、いざいざにいたしまして、ただいま御指摘のように、現在長期的に見ていわゆる過剰設備ではないかという目安をつけておられます数字は、ちょうどここ四、五年の間の能力の増加の数字と概数的に見て一致をしておるといえるか、そういう感じがいたしております。

○工藤(見)委員(共) 実は中央公論の昨年の経営特集冬季号に、興業銀行の調査部の構造不況業種についての調査が出ておりますが、これは製造業について言う十一業種出してあります。このうち五業種というのは、この間に「この間」と言いますとオイルショック以後、需要は減った、しかし、設備投資の方はほとんど行われてしまつて、生産能力はふえてしまった。この五業種のうちに、三業種までは言った平電炉、アルミ、造船が入ってくる。なお、この興銀の調査は合議を掲げておりませんから、合議を入れるならばこれに当たるわけなんです。いろいろ構造不況業種と言われるけれども、特にここで例示されたもののタイプというのは、オイルショック後ほとんど需要が減っているということがそれこそ顕在化しながらも、設備投資の方はほとんど伸びていつてしまつた、そういうタイプのものであるということが実はここに示されていると思ひます。

ところで、次の問題として、これもやはりこの構造不況業種の実態を明らかにする上で大事な点として、なるほど平電炉や造船には中小企業もかなり多いわけでありまして、しかし、平電炉については、高炉メーカー系列、それから商社系列、そして独立と分かれて、その最後のものよりも前の二つの方が大きな比重を占めている。それから、造船についても、主力であった大型タンカーなどは、大手造船によつてもつぱらつくられておる。それから、アルミや合成繊維について言えば、これも皆大企業であるいはまた大企業と非常に関係のある企業でやつておる。そういうことで、これは実は六〇年代から問題にされてきたわけでありまして、ワンセツ主義などと言われまして、大きな金融機関を持ったグループが競って新しい産業に参入していく。それで、それそれがその成長産業を自分のものにしていくために、非常に激しい設備投資の競争が行われた。それが実は最近まで続いたのではなからうかという問題なんです。

あるいは昭和電工それから住友化学、そのほか三菱も三井も入つてきて、住友の方は、住友金属工業が同じ住友グループでありながら新たにアルミ製錬にごく最近乗り出してくるような状況をつくり出した。合議組織になりますと、いろいろ分析がありますし、私もいろいろ調査したことがあります。これまでも非常に系統的な調査で知られている経済調査協会の系列の研究によりまして、三井グループとしては東レや鐘紡が挙げられる。三菱グループとしては三菱レイヨンや東洋紡が挙げられる。住友は旭化成工業、三和は帝人やユニチカ、こういうふうになります。造船は造船で、三井造船、三菱重工、それから富士銀行グループで言えば函館ドック、第一勧銀グループで言えば川崎重工、石川島播磨重工、あるいは三和グループで言えば日立造船、こういう関係にあると思うわけですが、こういう特に四つばかりの業種についてのそういうグループの関係や、あるいは設備投資をやるに当たって背後に銀行や商社があつてどういう役割りを果たしたのか、この実態の問題について伺いたいと思ひます。

○謝敷政府委員 造船についてはお答え申し上げますが、造船の場合には、設備に對します必要な増加が非常に顕著になってまいりました。それは、四十五年くらいから以降だと思ひます。それで、四十五年の時点で超大型というふうな問題が出てまいりまして、一応目標を千二百万トンペースぐらいにいたしまして、その後四十六年に再度見直しをしておりますが、このときは需要の方がきつめて強い情勢でございまして、世界で言ひまして、建造能力の約三倍ぐらいの新規受注が出ていたやうな状態でございます。したがひまして、オイルショック前は、少なくとも実需に見合ひ、それから非常に逼迫した造船船台についての合理化を伴う拡張を行うという対応をしてきたわけでございます。

先生御指摘の系列の点でございますが、これは確かに、大手造船所におきましては主とした融資銀行は先生お述べのとおりだと思ひます。ただ、

設備投資につきましては、四十六年以降を見てみますと、社内留保が設備投資枠の四割から多いときには六割ということで、市銀からの借り入れは、少ない年で三・四％、多い年で三・四％というところで、設備資金投資額が建設資金に比べて余り大きくないものから、設備資金からのそういった問題は無いかと思ひます。

それからもう一点、運転資金の問題でございますが、輸出船については輸銀資金の活用、あるいは開銀資金については、これは船主が計画造船について開銀から借り入れるという形でございまして、制度金融に乗っている面が多いということ、いまお挙げになりました他業種と異なりまして、銀行系列が顕著である、あるいは商社系列が顕著であるというふうには必ずしも見ておられないわけでございます。

○藤原政府委員 合成繊維産業につきましては、お答えになるかわかりませんが、若干お答え申し上げますと、合成繊維産業につきましては、石油ショック後の設備投資といえますものは、新規の設備投資というものは実は余りございせん、合成繊維産業の特徴といたしまして、技術の内部的な革新によりましてその能力アップというのが相当程度ございまして、その分がふえた、こういう実態であらうかと思ひます。

それから、銀行系列その他につきましては、それぞれメインバンクというものがあられるわけでございますが、たとえば先生お示しの東洋レヨンと鐘紡というものは確かに三井銀行がメインバンクではございまして、これが同系列あるいは同グループということではちよつと言いかねる状態でございますし、それぞれメインバンクはございまして、お示しのような系列というものを断定するにはやや薄弱ではないか、このように考えております。

○工藤(見)委員(共) これは幾つかの業界によって違ひますけれども、しかし、いまの御答弁の中でも、メインバンクがある、もちろんこのメインバンクだけでなしに、その周りにいろいろな関連

金融機関があり、また同時に、協調ということもやられると思ひます。しかし、いまはアルミなどの御答弁はなかつたのですが、アルミにしろ、平電炉にしろ、造船にしろ、ともかくもそれで設備投資がやられるときに、その企業だけでなしに、とりわけ長期的に見る場合、もちろんオイルショック後に限って見る場合もありますが、ともかく六〇年代以降の長期的に見る場合に、先ほども私がワンセット主義と言つたようなそれぞれの大きな集団、目立つたものは六大集団であります、そこでそういう新しい産業への進出を目指してその設備投資がやられ、その延長線上でオイルショック後の設備投資がやられた、これははつきりしていると思ひます。

そこで、最後に二問、大変時間が短いので余り質問ができないのは残念なんです、先ほど言つたように、特にこの数年の設備投資能力アップを事実上いま削られなければいけなくなつたというときに、この間の政府の需給見通し、行政指導はどうだったのか。たとえば産業構造の長期ビジョンの七五年度版などを見ますと、いま問題になつてくる業種は相当強気に描かれていようでありまして、この点について説明していただきたいと思ひます。

○濃野政府委員 私ども、オイルショック後の変動の中で、オイルショックを契機といたしまして日本経済を取り巻く内外の要因、国内におきましても需給構造が非常に変わる、それから国際的ないわば経済構造もいろいろな面で変わつてくる、その中で、七〇年代の日本の産業はどういう方向をとるべきかという大きなフレームワークと同時に、主要産業についての長期ビジョンというものを昭和四十九年から手をつけたことは事実でございます、四十九年、五十年、五十一年と、三回にわたつて長期ビジョンに取り組んでまいりました。

四十九年に取り組みましたビジョンは、オイルショック後の変動の中でおひとつ将来の明るい方向を見出し、そういう考え方からとつたわけ

でございますが、私、詳細な中身は忘れましてけれども、こういう長期ビジョンというのは、この変動の時代の中でも毎年見直しをして、そのときどきの情勢に合わせて考えていくべきであるという前提をとつていたと確かに記憶しております。しかし、確かに先生の御指摘のように、最初につくりました四十九年のビジョンと現状の姿を見ますと、これは非常に食い違ひがあることは事実である、私は思ひます。私ども、昨年も実はまたこの見直しをしたという感じを持っております、したが、見直しをするにはまだ不確定要素があるというところで、昨年は、今後の大きな問題の指摘にとどめました。

先ほど御答弁いたしましたように、そろそろオイルショック後の屈折が終わつて、一つの新しい方向へだんだん向かいつつあるということから、本年度は、また改めて少し将来の長期ビジョンというものに取り組みでみたいと思ひておるわけでございます。いずれにいたしまして、長期ビジョンというのは、非常に大きな屈折の後では若干の食い違ひが出てくるというところはやむを得ないことだと私は思ひますが、今後の先の明るい方向と申しますか、進むべき方向を見出すという意味で、そろそろ新しい長期ビジョンをつくつてもいい時代になつてきておるのではないかと、こういう感じがいたしておるわけでございます。

○謝敷政府委員 造船につきましては、オイルショック後の五十一・六年度、海運造船合理化審議会が答申をいただきました、当時約千九百万トンという能力に対して六百五十万トン、操業度ベースで言いますと六五％という数字をいただいております、これは昭和五十五年という目標であつたわけですが、私どもとしましては、それを若干早くその線に持つていくべきではないかというところを検討いたしました、五十二年度から操業調整に入つておるわけでございます。五十二年度、五十三年度ともに大体私どもの想定しておりました操業調整、これは各企業の上限の和でございますので、それより落ちるわけですが、大体九割程度になつ

てきている。

それからさらに、今後でございますが、最近の情勢から、世界的にも、欧州側も日本側も非常にそういう点については厳しい情勢になつてきておりますので、五十五年あるいは六十年を見通した作業を進めておりますが、これをものといたしましてできるだけ早い機会に需給の見直しを立てる方針でございます。ただ、いずれにいたしまして、五十一年度の答申のときでも若干の試算をしておりましたが、五十五年を越え六十年に至る五年間におきまして、かつてのような大幅な需要の回復というのはいまだないのじゃないか、こういうことが出ておりますので、現状を踏まえて構造改善に取り組むたい、こう考えておるわけです。

○工藤(見)委員(共) もう時間が参りましたので、きょうは後に回しますが、しかし、いまの造船の関係の答弁を聞きまして、たとえば運輸省で一昨年六月得ました答申で、昭和五十五年の見通しは六百五十万トンで、しかし工事量としては大体三分の二ぐらいが続くであろう、そういう見通しに立つたわけですね。だから、いまみたいに半分減らさなければいけないということにはならなかつたわけですね。これはもうおとしの段階で、そのほか政府の行政指導その他については大変重要な問題があります。もっと言えば、日本株式会社と言われるその心臓部の問題もここにいろいろあるわけなんです、今後この問題や先ほどのいろいろな独占グループの設備投資のあり方の問題なども追及しなければ、この法案のいろいろな意味が明らかにできないのではないかと、こう思ひまして、後の機会に質問を続けたいと思ひます。

○野呂委員長 大成君。大成委員 質問時間が二十分でございますので、通告した内容すべて消化できるかどうかかわかりませんが、逐次御質問をさせていただきますと思ひます。業種指定の見込みについてでございますが、この点につきましては、先ほど局長から、第二条の業種を法定しておる四業種以外の業種、第五の業

種につきましては、念頭に置いておるとして例示されまして、二応これは省略をいたしますが、この申し出者数の大部分を占めるといふこの解釈の問題ですが、この「大部分を占める」といふのは、関係業界のどの程度の部分、比率を「大部分」と考えるか、その点を承りたいと思います。

○濃野政府委員 お答え申し上げます。
「大部分」と申しますのは、従来の立法例から申しますと、おおむね三分の二ということになっております。これが公定解釈でございまして、したがって、二条三項の「数の大部分」、これは数でございましてはつきりいたしますが、もう一つ「事業活動の大部分」といふのは、売上高あるいは生産量等事業活動をあらわす指標のおおむね三分の二以上、こういうふうな私ども考えております。

○大成長委員 ただいまの御答弁の三分の二というのは、関連中小企業も含めて一切を含めてか、主要企業のみでしょうか、ということでしょうか。
○濃野政府委員 当該業種に属する事業者でございまして、先生の御質問、関連企業というのがたまたま販売業者とかいうことでございまして、当該製造業Aという事業に属する事業者の数でございまして、もちろんその場合には、大企業のみならず中小企業も全部含めての数でございまして、

○大成長委員 現在、中小企業団体の組織に関する法律第十八条によりまして、それぞれ商工組合等が通産大臣の認可を受けて調整規程の実施をしております。承るところによりますと、現在このような主務大臣が認可しておるカルテル規程が二十五業種ある、このうち大臣命令が十六件、自主調整が九件ある、こういうふうな承っておりますわけでありまして、答弁の都合で、もしその業種を逐一説明されるのが長くなるようでしたら、資料として次回の委員会までに要求いたしますが、どのような状態になっておるでしょうか。
○岸田政府委員 御指摘のとおり、中小企業団体の法に基づくカルテルを実施している業種は二十五業種でございまして、そのうち十六業種についてアウトサイダー規制命令を発動し、九業種について

は自主カルテルのみを行っております。
これらの二十五業種の業種別の内訳としましては、繊維関係が十三業種、鉄鋼関係が二業種、非鉄金属関係が一業種、化学製品関係が一業種、紙製造業関係が二業種、雑貨関係が四業種、農林水産業関係が二業種というふうになっております。

○大成長委員 ただいま長官が御説明になられましたそれぞれの業種の調整規程と本法による安定基本計画との整合性の問題についてでございまして、どのような関連があり、また、整合を図ろうとしているのかを承りたいと存じます。
なお、本法指定業種企業の生産シェア、通産当局の資料によりますと、たとえば主要企業、大企業のシェアが五〇％以下というものと、平電、合機、綿・スフ・合機紡、毛紡、段ボール原紙、こういういったものがそれぞれ五〇％以下、二〇％程度のものでありますが、そういうことであります。本法の効果を期待するためには、そういういったシェアの少ない部分に対しても、すなわち逆に言うならば、中小企業がその大部分を占めるという分野に対する過剰設備の整理や構造改善というものを進めていかなければならないと思っておりますが、これに對しましてはどのように考えておられるのでしょうか。

○濃野政府委員 ただいまの御指摘の点、本法による対象指定業種、これと中小企業性の強い業種との関係をどう見るといふことでございまして、この法律は、一応法律のたてまえといたしましては、構造不況業種に属する中小企業につきましても全部本法の対象となるというのが法律のたてまえでございまして、すなわち、業種としてその業種が特定不況産業に指定になりますれば、その業種に属する中小企業、これもこの法律によりまして安定基本計画の内容なり、あるいは最も最終的の履行担保として共同行為の実施に関する指示あるいは債務保証等の対象になり得る、当然法律上はそうだと考えております。

ただ、先生ただいま御指摘の背景にある点でございまして、中小企業につきましては、まず法律

上も、団体の法のようなより整備したと申しますか、法律的にいろいろな手段を含んだ規定がございまして、また、設備の処理というのを考えてみましても、組合を中心とした共同廃業事業、そしてまた、金融的には中小企業振興事業の長期無利子融資制度等のいろいろな措置がございまして、一方、事業転換をいたすにいたしまして、事業転換のための対策臨時措置法あるいは信用保険法等、各般の厚い対策が中小企業にございまして、むしろ設備の処理を行うに当たりまして、こういう中小企業に関するいろいろな仕組みを利用した方がよいということも考えられると思っております。

いづれにいたしましても、こういう中小企業性が強い業種について、これを現実には本法を適用するときにどうするかということにつきましては、具体的にこういう中小企業に対する措置との絡み合いを見ながら一番いい方向で考える、こういうことで処理をしていきたいというふうに考えております。

○大成長委員 ただいまの御答弁によりまして、相当弾力的に考えられるというふうに理解するわけですが、たとえば綿・スフ・合機紡等については、大手は自主廃業、それから中小企業団体等については共同廃業を現在進めておるわけでありまして、本法が施行になった場合に、現在この団体の法によって調整規程によって共同廃業事業をやっておるといったものをどうするかといったことが、具体的に現実の問題としてむずかしい問題が出てくると思っております。それから、いまの永大産業関連の合機等については、たとえば本法による設備廃棄の方は、むしろ振興事業の近況法による設備廃棄の方が金利の面からも何からいっても有利だ、むしろ本法を適用しない方がいい方ではないかという意見も出ております。それらについての考え方を聞かせたい。

○濃野政府委員 ただいま御答弁申し上げましたとおり、この法律も、いわゆる構造不況業種対策としてのいろいろな対策がございまして、その中

の過剰設備の処理をいかにうまくやっていくか、特に法律では、金融的ないわゆる保証機能というものを使いましてこれをバックアップするというのを目的につくったわけでございまして、業種によりましては、私ただいま御指摘のございましたように、また、先生いま御指摘のございましたように、中小企業性の強い業種、あるいは個々の単独立法等をもちましてより有利なよりスムーズな体制がとり得る業種もあると思っております。その辺は、そういう既存の法の体系、仕組み等を十分有機的に検討しながら弾力的な運用を図っていき、また、そういうふうな弾力的な運用を図っていき、こういうふうな考えておるわけでございまして。

○大成長委員 団体法二十六条、二十七条では、調整規程の認可に当たって主務大臣は、従業員に対する配慮事項としてそれぞれ指摘しておるわけでありまして、これも本法と同じような訓示規定のようないないものが、現在の調整規程の運用に当たって、中小企業の従業員の問題に対してはどのような配慮をしておられますか、長官に承りたいと思っております。

○岸田政府委員 調整規程の認可に際しましては、あらかじめ中小企業安定審議会の議を経ることになっております。審議会のメンバーの中に労働組合の代表の方も入っております。また、労働組合へ出ておりました見えておるわけで、やはりこの措置によって従業員がどういふ影響を受けるのかというふうな点について、いろいろ活発な議論が出ておるようなことでございまして。さらに、個々の調整規程を認可するに当たりましては、従業員についての配慮を行うようにということも、その都度指示をいたしておるところでございまして。

○大成長委員 さらに努力をお願いしたいと思います。次に、指示カルテルと独禁法除外の問題についてでございまして、先ほど局長は、本法の実施に当たって念頭に置いておるといふ業種をいろいろ挙げておられたのですが、この中で、現在通産当

局として、共同行為の指示がなければならぬ。本
法制定の趣旨に沿わないのではないかとと思われる
ような業種は、どのような業種をいま念頭に置いて
おられますか、承りたいと思います。

○濃野政府委員 今回の法案におきまして、い
ゆる指示カルテル制度の創設を行おうとしており
ますが、ただいま御質問のございました、それで
は具体的にどの業種がこの指示カルテルの対象に
なるということを念頭に置いて考えたかというこ
とでございますが、どの業種はこの指示カルテル
まで発動しなければならぬ、また、指示カルテル
を発動してやる必要がある業種であるというこ
とは、具体的な対象業種については特にごさ
せん。

○大成委員 次に、これは大臣に承りたいと思
いますが、去る三月二日の本会議の質疑におきま
して、大臣は、保証基金の枠は決まれないこととし
、大蔵、通産両大臣の認可によって増額する、こ
う宮田議員の質問に対して述べておられるわけ
であります。しかしながら、先ほどの御答弁の中
で、開銀融資の枠が今年度の予算で決められてお
るから一千億プラスアルファだ、こういうことで
ございますが、第二条の第五号の業種指定につ
いては一年以内に決めるというふうになっており
ます。そういうことになりましたと、この基金の所
要総額というものは一年以内に決まってくるとい
うふうな理解をするわけですが、実際問題とし
てそういう一千億プラスアルファ程度のものでは
足りるかどうか、この点、大臣の本会議の御答
弁と照らし合わせて、大臣から承りたいと思
います。

特に、開銀出資の限度額というものは、今年
度途中で補正で考えるとか、何かそういうことも
考えておられるかどうか、これもあわせて承
りたいと思存じます。

○河本國務大臣 一番当初は、一千億プラス
アルファということである議論が進んでおた
わけでありまして、しかし、最終的には、法律に
明記してありますように、通産産業大臣と大蔵大

臣が協議して決める、こういうことになりました。
現時点ではとも一千億では足りない、相当増額
する必要がある、このように理解をしております。
それから、開銀出資というのは財政投融資に属
する資金でありますから、これは別に補正予算を
組むとかそういうことをしなくても、政府の方
で弾力条項を発動いたしまして、適宜増額できる
ことになっておりますので、臨機応変、必要な資
金は出すようにいたしまして、構造不況業種の設
備廃棄事業が円滑にいくように進めたいと思
います。

○大成委員 明日、公定歩合を〇・七五%引き下
げて、三・五%ということになるわけでありま
す。本委員会でもしばしば指摘しておるところでござ
いますけれども、この保証基金によって貸し付け
る金利の問題が非常に重大だと思っております。たと
えばアルミ産業なんか膨大な借金を抱えておる、合
織もそうでございまして、平均的に言うとお大
体八%くらいの金利だというふうに聞いておるわけ
でございますけれども、公定歩合の引き下げに
よって貸出金利というものはどのくらいに想定さ
れるのか。

ついでに、中小企業庁長官ですか、政府三金融
機関並びに現在制度金融として実施しております
業種転換資金、あるいは五・五%の円高対策金融、
この金利も公定歩合の引き下げによって当然引き
下げられるものと理解してよろしいかどうか、あ
わせて承りたいと思存します。

○濃野政府委員 設備処理を進めるに当たりま
して、今回新しく設立をされる基金が保証をするこ
とになります。この保証料は極力安くすること
にございまして、今後大蔵省、財政当局及び金融機関側
と関係者、専門家の間で問題を詰めていきたいと
考えております。

なお、金利の問題につきましては、これはた
まに上や下は民間の金利が中心になります。した
がつて、たとえばある業界について過剰設備の処
理を進める、そういったと、その業界に属する
事業者について、現在設備資金あるいは短期の

運転資金等でそれぞれの系列、それぞれの金融機
関と事業者との間の関係がございまして、将来の
業界としての設備処理の方向に合わせまして、そ
れではこの金利を幾らにするかという問題が改め
て議論になる場合もございまして、従来のお
金の貸し借りの関係がそのまま続くものもござ
いまして、そういう民間の金利を前提に私ども
は考えていかざるを得ない、こういうふう
に考えておるわけでございます。

○岸田政府委員 政府系三機関の貸出金利につ
きましては、かねがねこれについて引き下げの御要
望がございましたし、中小企業業界からも強い声
がございまして、私も、今回の引き下げを
機会に、少しでも下げようというところで努力して
きたいと思っております。

ただ、お話の中で円高対策の金利、それからそ
れに伴う事業転換の金利、これは住宅に対する貸
出金利とのバランス等もあるかと思存しますが、
御趣旨はよくわかっておるつもりでござい
ます。なおよく大蔵省と調整をいたしたいと思
います。

○大成委員 最後に、もう時間が来ましたが、大
臣に承りたいと思存します。

大体、優良貸出先に対する金利は安い、構造不
況のような業種は金利が高い、そういう民間金
利の実勢からしまして、その民間金利の実勢に
よってこの設備廃棄資金を貸すのだということに
なりますと、大臣、私は非常に問題があるよう
な気がするのです。円高対策において財政資金から
五・五%の利子補給をするという口をあけてい
るわけですから、やはりこれは政策的な政策金融で
すし、この設備廃棄資金の金利については、保証
もするのですから、民間の実勢金利で貸すという
考え方は、ただいまの局長の答弁では私ども
うけがたいのですが、大臣のお考えをお聞かせ
いただきたいと思存します。

○河本國務大臣 この金利につきましては、利子
補給などというものは一切考えておりませんけ
れども、しかし、保証するという背景もござい

し、構造改善事業をやるための資金でありますか
ら、これは当然安くしないとやれないわけござ
いますので、大蔵省とも相談をいたしまして、極
力低くするようにいたします。

○大成委員 上限をある程度大蔵省と協議して決
めるという考え方はありまようか、金利の上限を
決めるという考え方は。

○河本國務大臣 まだそこまでは具体的に考
えておりませんが、とにかく、現実問題としてこの
構造改善事業が円滑に進みますように、適当な条
件を整えたいと思存します。

○大成委員 時間がありませんので、以下、具
体的な業種ごとの質問もあるのですが、次回に譲
らさせていただきますと思存します。

○野呂委員長 次回は、来る十七日金曜日午前十
時理事会、午前十一時三十分から委員会を開会する
こととし、本日は、これにて散会いたします。

午後八時四十二分散会

特定不況産業安定臨時措置法案
特定不況産業安定臨時措置法

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 特定不況産業の設備の処理等(第三
条―第十二条)

第三章 特定不況産業信用基金

第一節 総則(第十三条―第二十一条)

第二節 設立(第二十二條―第二十六條)

第三節 管理(第二十七條―第三十八條)

第四節 業務(第三十九條―第四十一條)

第五節 財務及び会計(第四十二條―第四十
九條)

第六節 監督(第五十條・第五十一條)

第七節 補則(第五十二條―第五十四條)

第四章 雑則(第五十五條・第五十六條)

第五章 罰則(第五十七條―第六十二條)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、最近における内外の経済的
事情の著しい変化にかんがみ、特定不況産業に
ついて、その事態に即した安定基本計画を策定
し、計画的な設備の処理の促進等のための措置
を講ずることにより、特定不況産業における不
況の克服と経営の安定を図り、もつて国民経済
の健全な発展に資することを目的とする。

(特定不況産業)

第二条 この法律において「特定不況産業」とは、
次に掲げる業種に属する製造業であつて、政令
で指定するものをいう。

一 平炉又は電気炉を使用する普通鋼の鋼塊又
は鋼材の半製品の製造業

二 アルミニウム製錬業

三 合成繊維製造業

四 船舶製造業

五 前各号に掲げるもののほか、内外の経済的
事情の著しい変化により、その業種に属する
事業の目的物たる物品を製造する設備の生産
能力が著しく過剰となり、かつ、その状態が
長期にわたり継続することが見込まれるた
め、その業種に属する事業者の相当部分の経
営の著しい不安定が長期にわたり継続するお
それがあると認められる業種で、設備の処理
(廃棄若しくは長期の格納若しくは休止(廃
業に代わるべき設備の生産能力の縮小の態様
として妥当なものに限る。))又は譲渡(譲渡さ
れた設備が廃棄されることが明らかな場合に
限る。第三十九条第二項において同じ。))によ
り設備が生産の用に供されないようにするこ
とをいう。以下同じ。))を行うことによりその
事態を克服することが国民経済の健全な発展
を図るため必要であると認められるものとし
て政令で定めるもの。

2 前項各号に掲げる業種に属する製造業を営む
者は、主務大臣に対し、当該製造業につき同項
の規定による指定をすべき旨の申出をすること

ができる。

3 主務大臣は、前項の申出があつた場合におい
て、その申出をした者の数が当該製造業を営む
者のすべての数の大部分を占め、かつ、その申
出をした者の事業活動が当該製造業を営む者の
すべての事業活動の大部分を占める場合に限
り、当該製造業につき第一項の規定による指定
をするための手続をとるものとする。

4 主務大臣は、一の業種を第一項第五号の業種
として同号の政令で定める手続をとるには、そ
の目的からみて適当と認められる審議会(これ
に該当する審議会がない場合にあっては、産業
構造審議会。以下「関係審議会」という。))の意
見を聴かなければならない。

5 第一項第一号から第四号までに掲げるそれぞ
れの業種又はその業種の一部が経済的事情の変
化により同項第五号に規定する要件に該当しな
くつた場合には、当該業種又は当該業種の一
部に属する製造業につき同項の規定による指定
をすることができず、同項の規定による指定が
されている当該製造業につきその指定を取り消
すものとする。

6 一の業種を第一項第五号の業種として定める
ための同号の政令の制定又は改正は、この法律
の施行の日から起算して一年を経過する日後
は、行わないものとする。

第二章 特定不況産業の設備の処理等
(安定基本計画)

第三条 主務大臣は、前条第一項の規定による指
定があつたときは、特定不況産業ごとに、速や
かに、関係審議会の意見を聴いて、特定不況産
業における不況の克服と経営の安定を図るため
の基本となるべき計画(以下「安定基本計画」と
いう。))を定めなければならない。

2 安定基本計画に定める事項は、次のとおりと
する。

一 設備の処理を行うべき設備の種類及びその
生産能力の合計、当該設備についての設備の
処理の方法及び期間その他設備の処理に関す

る事項

二 前号の設備の処理と併せて行うべき当該設
備の新設、増設及び改造の制限又は禁止(当
該設備の更新又は改良を妨げるものを除く。
以下同じ。))に関する事項

三 第一号の設備の処理と併せて行うべき事業
の転換その他の措置に関する事項

3 安定基本計画で設備の処理について定めるこ
とができる設備の種類は、特定不況産業ごとに、
政令で定める。

4 第二項第一号に規定する設備の生産能力の計
算の方法は、前項の規定により政令で定める設
備の種類ごとに、主務省令で定める。

5 主務大臣は、第一項の規定により安定基本計
画を定めたときは、遅滞なく、これを告示しな
ければならない。

6 主務大臣は、経済的事情の変化のため必要が
あると認めるときは、関係審議会の意見を聴い
て、安定基本計画を変更しなければならない。

7 第五項の規定は、前項の場合に準用する。

(事業者の努力)

第四条 特定不況産業に属する事業者は、前条第
五項の規定により当該特定不況産業に関する安
定基本計画が告示されたときは、その安定基本
計画(同条第六項の規定による変更があつたと
きは、その変更後のもの。以下同じ。))に定める
ところに従つて、設備の処理その他の措置を自
主的に行うよう努めなければならない。

(共同行為の実施に関する指示)

第五条 主務大臣は、特定不況産業に属する事業
者の自主的な努力のみをもつてしては、当該特
定不況産業に関する安定基本計画に定めるとこ
ろに従つて設備の処理並びに当該設備の処理と
併せて行うべき当該設備の新設、増設及び改造
の制限又は禁止(以下「設備の処理等」という。))
が実施されないと認められる場合において、当
該特定不況産業に属する事業者の相当部分の事
業の継続が困難となるに至るおそれがあり、国
民経済の健全な発展に著しい支障を及ぼすおそ

れがあると認めるときは、関係審議会の意見を
聴いて、当該特定不況産業に属する事業者に対
し、当該設備について、設備の処理等に係る共
同行為を実施すべきことを指示することができる。

2 前項の規定による指示は、共同行為をすべき
期間及び共同行為の内容を定めて、告示により
行う。

(共同行為の内容)

第六条 前条第一項に規定する共同行為の内容
は、次の各号に適合するものでなければなら
ない。

一 安定基本計画に定めるところに従つて設備
の処理等を実施するため必要な程度を超えな
いこと。

二 一般消費者及び関連事業者の利益を不当に
害するおそれがないこと。

三 不当に差別的でないこと。

四 当該共同行為の指示を受けた事業者の従業
員の地位を不当に害するものでないこと。

(共同行為の指示の変更等)

第七条 主務大臣は、第五条第一項の規定による
指示に係る共同行為の内容が前条各号に適合す
るものでなくなつたと認めるときは、その指示
を変更し、又は取り消さなければならない。

2 第五条第二項の規定は、前項の場合に準用す
る。

(共同行為の届出)

第八条 第五条第一項の規定による指示(前条第
一項の規定による変更があつたときは、その変
更後のもの。以下同じ。))を受けた者は、その指
示に従つて共同行為をしたときは、遅滞なく、
主務省令で定める事項を主務大臣に届け出なけ
ればならない。これを変更し、又は廃止したと
きも、同様とする。

(資金の確保)

第九条 国は、安定基本計画に定めるところに従
つて行われる設備の処理その他の措置に必要な
資金の確保に努めるものとする。

(雇用の安定等)

第十条 特定不況産業に属する事業者は、当該特定不況産業に関する安定基本計画に定めるところに従つて設備の処理その他の措置を行うに当たつては、その雇用する労働者について、失業の予防その他雇用の安定に配慮しなければならない。

2 国は、特定不況産業に属する事業者であつて当該特定不況産業に関する安定基本計画に定めるところに従つて設備の処理その他の措置を行うものの雇用する労働者について、失業の予防その他雇用の安定を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 国及び都道府県は、前項に規定する事業者に雇用されていた労働者について、職業訓練の実施、就職のあっせんその他の者の職業及び生活の安定に資するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外)

第十一条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の規定は、第五条第一項の規定による指示を受けた者がその指示に従つてする共同行為については、適用しない。ただし、不公正な取引方法を用いるときは、この限りでない。

(公正取引委員会との関係)

第十二条 主務大臣は、第五条第一項の規定による指示をしようとするときは、公正取引委員会の同意を得なければならない。

2 主務大臣は、第八条の規定による届出を受理したときは、遅滞なく、その旨を公正取引委員会に通知しなければならない。

3 公正取引委員会は、第五条第一項の規定による指示に係る共同行為の内容が第六条第一号から第三号までの規定に適合するものでなくなつたと認めるときは、主務大臣に対し、第七条第一項の規定による変更又は取消しを求めることができる。

第三章 特定不況産業信用基金

第一節 総則

(目的)

第十三条 特定不況産業信用基金は、特定不況産業における計画的な設備の処理を促進するため、これに必要な資金等の借入れに係る債務を保証して、その資金等の融通を円滑にすることを目的とする。

(法人格)

第十四条 特定不況産業信用基金(以下「基金」という。)は、法人とする。

(数)

第十五条 基金は、一を限り、設立されるものとする。

(資本金)

第十六条 基金の資本金は、その設立に際し、日本開発銀行及び日本開発銀行以外の者が出資する額の合計額とする。

2 基金は、必要があるときは、大蔵大臣及び通商産業大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

(持分の払戻し等の禁止)

第十七条 基金は、出資者に対し、その持分を払戻すことができない。

2 基金は、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

(持分の譲渡等)

第十八条 日本開発銀行以外の出資者は、その持分を譲渡することができる。

2 日本開発銀行以外の出資者の持分の移転は、譲受者について第五十二条第二項各号に掲げる事項を出資者原簿に記載した後でなければ、基金その他の第三者に対抗することができない。

(名称)

第十九条 基金は、その名称中に特定不況産業信用基金という文字を用いなければならない。

2 基金でない者は、その名称中に特定不況産業信用基金という文字を用いてはならない。(登記)

第二十條 基金は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(民法の準用)

第二十一條 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、基金について準用する。

第二節 設立

(発起人)

第二十二條 基金を設立するには、産業又は金融に關し學識経験を有する者十五人以上が發起人となることを必要とする。

2 發起人は、定款及び事業計畫書を作成し、日本開發銀行以外の方に對し基金に對する出資を募集しなければならない。

3 前項の事業計畫書に記載すべき事項は、大蔵省令・通商産業省令で定める。

(設立の認可等)

第二十三條 發起人は、前條第二項の規定による募集が終つたときは、定款及び事業計畫書を大蔵大臣及び通商産業大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

第二十四條 大蔵大臣及び通商産業大臣は、設立の認可をしようとするときは、前條の規定による認可の申請が次の各号に適合するかどうかを審査して、これをしなければならない。

一 設立の手續並びに定款及び事業計畫書の内容が法令の規定に適合するものであること。

二 定款又は事業計畫書に虚偽の記載がないこと。

三 事業の運営が健全に行われ、製造業における計画的な設備の処理の促進に寄与することが確実であると認められること。

2 大蔵大臣及び通商産業大臣は、前項の規定により認可をしたときは、遅滞なく、発起人が推薦した者のうちから、基金の理事長又は監事となるべき者を指名する。

なるべき者を指名する。

3 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、基金の設立の時に於いて、それぞれ第三十条第一項の規定により理事長又は監事に任命されたものとする。

(事務の引継ぎ)

第二十五條 前條第二項の規定により理事長となるべき者が指名されたときは、発起人は、遅滞なく、その事務を理事長となるべき者に引き継がなければならない。

2 理事長となるべき者は、前項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、日本開発銀行及び出資の募集に応じた日本開発銀行以外の者に対し、出資金の払込みを求めなければならない。

(設立の登記)

第二十六條 理事長となるべき者は、前條第二項の規定による出資金の払込みがあつたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

2 基金は、設立の登記をすることによつて成立する。

第三節 管理

(定款記載事項)

第二十七條 基金の定款には、次の事項を記載しなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所の所在地

四 資本金、出資及び資産に関する事項

五 役員に関する事項

六 評議員会に関する事項

七 業務及びその執行に関する事項

八 財務及び会計に関する事項

九 定款の変更に関する事項

十 公告の方法

2 基金の定款の変更は、大蔵大臣及び通商産業大臣の認可を受けなければならない、その効力を生じない。

(役員)

第二十八條 基金に、役員として、理事長一人、理事三人以内及び監事二人以内を置く。

(役員職務及び権限)

第二十九條 理事長は、基金を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、定款で定めるところにより、理事長を補佐して基金の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 監事は、基金の業務を監査する。

(役員任期)

第三十條 理事長及び監事は、大蔵大臣及び通商産業大臣が任命する。

2 理事は、大蔵大臣及び通商産業大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

(役員任期)

第三十一條 役員任期は、三年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることが出来る。

(役員欠格事項)

第三十二條 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く)は、役員となることが出来ない。

(役員解任)

第三十三條 大蔵大臣及び通商産業大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 大蔵大臣及び通商産業大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 理事長は、前項の規定により理事を解任しうるときは、大蔵大臣及び通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(役員兼職禁止)

第三十四條 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、大蔵大臣及び通商産業大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第三十五條 基金と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が基金を代表する。

(評議員会)

第三十六條 基金に、その運営に関する重要事項を審議する機関として、評議員会を置く。

2 評議員会は、評議員二十人以内で組織する。

3 評議員は、産業又は金融に識見経験を有する者のうちから、大蔵大臣及び通商産業大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

(職員任命)

第三十七條 基金の職員は、理事長が任命する。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第三十八條 基金の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第四節 業務

(業務)

第三十九條 基金は、第十三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 特定不況産業における計画的な設備の処理のため必要な資金及び当該設備の処理に伴つて必要となる資金の借入れに係る債務の保証

二 前号の業務に附帯する業務

2 前項第一号の債務の保証は、特定不況産業に属する事業者が安定基本計画に従つて行う設備の処理のため必要な資金及び当該設備の処理に伴つて必要となる資金並びに当該設備の処理が譲渡により行われる場合において、譲渡を受ける者が支払う補償金の支払に必要な資金(当該資金を負担する者がある場合における当該負担金の拠出に必要な資金を含む)の借入れについて

て行う。

3 基金は、第十六条第一項の規定により出資された金額及び同条第二項の認可を受けた場合において出資された金額と基金が負担する保証債務の弁済に充てることを条件として日本開発銀行以外の者から出せられた金額の合計額に相当する金額(大蔵省令・通商産業省令で定めるところにより、毎事業年度の損益計算上利益又は損失を生じたときは、その利益又は損失の額により増加し又は減少した金額)をもつて第一項第一号の業務の資金に充てるものとする。

(業務委託)

第四十條 基金は、大蔵大臣及び通商産業大臣の認可を受けて、その業務(債務の保証の決定を除く)の一部を日本開発銀行その他の金融機関に委託することができる。

2 日本開発銀行その他の金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。

3 第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関の役員又は職員で、当該委託業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(業務方法書)

第四十一條 基金は、業務の開始前に、業務方法書を作成し、大蔵大臣及び通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書には、第三十九条第一項第一号の業務の方法その他の大蔵省令・通商産業省令で定める事項を定めなければならない。

第五節 財務及び会計

(事業年度)

第四十二條 基金の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(予算等の認可)

第四十三條 基金は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始

前に、大蔵大臣及び通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表)

第四十四條 基金は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」という)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に大蔵大臣及び通商産業大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

2 基金は、前項の規定により財務諸表を大蔵大臣及び通商産業大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。

(書類の送付)

第四十五條 基金は、第四十三条又は前条第一項に規定する認可又は承認を受けたときは、当該認可又は承認に係る予算、事業計画及び資金計画に関する書類又は財務諸表を出資者に送付しなければならない。

(借入金)

第四十六條 基金は、大蔵大臣及び通商産業大臣の認可を受けて、短期借入金を行うことができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、大蔵大臣及び通商産業大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

(余裕金の運用)

第四十七條 基金は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債その他大蔵大臣及び通商産業大臣の指定する有価証券の保有

二 資金運用部への預託

三 銀行その他大蔵大臣及び通商産業大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金

四 信託業務を行う銀行又は信託会社への金銭信託

(給与及び退職手当の支給の基準)

第四十八條 基金は、役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、大蔵大臣及び通商産業大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(省令への委任)

第四十九條 この法律に規定するもののほか、基金の財務及び会計に關し必要な事項は、大蔵省令・通商産業省令で定める。

第六節 監督

第五十條 基金は、大蔵大臣及び通商産業大臣が監督する。

2 大蔵大臣及び通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があるときは、基金に對し、その業務に關し監督上必要な命令をすることが出来る。

(報告及び検査)

第五十一條 大蔵大臣又は通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があるときは、基金に對し、その業務若しくは財産の状況に關し報告をさせ、又はその職員に基金の事務所に立ち入り、業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 大蔵大臣又は通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があるときは、基金から業務の委託を受けた者(以下「受託者」という。)に對し、その委託を受けた業務に關し、報告をさせ、又はその職員に受託者の事務所に立ち入り、その委託を受けた業務に關し業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 前二項の規定により立入検査をする職員は、

その身分を示す証明書を携帯し、關係人にこれを提示しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第七節 補則

(出資者原簿)

第五十二條 基金は、出資者原簿を備えて置かなければならない。

2 出資者原簿には、各出資者について次の事項を記載しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所

二 出資の引受け及び出資金の払込みの年月日

三 出資額又は出資者の持分の譲受け額(以下「出資額」という。)

3 出資者は、出資者原簿の閲覧を求めることが出来る。

(解散)

第五十三條 基金は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを各出資者に對し、その出資額に應じて分配しなければならない。

2 前項の規定により各出資者に分配することが出来る金額は、その出資額を限度とする。

3 第一項の規定による分配の結果なお残余財産があるときは、その財産は、国庫に帰属する。

4 前三項に規定するもののほか、基金の解散については、別に法律で定める。

(主務大臣との協議)

第五十四條 大蔵大臣及び通商産業大臣は、次の場合には、主務大臣(大蔵大臣及び通商産業大臣を除く。)に協議しなければならない。

一 第四十一條第一項の認可をしようとするとき。

二 第四十三條の認可をしようとするとき。

第四章 雜則

(報告の徴収)

第五十五條 主務大臣は、第一章又は第二章の規

定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定不況産業に属する事業者に對し、その業務又は経理の状況に關し報告をさせることができる。

(主務大臣等)

第五十六條 この法律における主務大臣は、当該特定不況産業を所管する大臣とする。ただし、第二章第二項から第四項までの規定における主務大臣は、当該製造業を所管する大臣とする。

2 この法律における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

第五章 罰則

第五十七條 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした基金又は受託者の役員又は職員は、十萬元以下の罰金に処する。

一 第五十一條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

二 第五十一條第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第五十八條 第五十五條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、十萬元以下の罰金に処する。

第五十九條 第八條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十萬元以下の罰金に処する。

第六十條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前二條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本條の刑を科する。

第六十一條 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした基金の役員は、十萬元以下の過料に処する。

一 第三章の規定により大蔵大臣及び通商産業大臣の認可又は承認を受けなければならない

場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第二十條第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三 第三十九條第一項に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第四十七條の規定に違反して業務上の余剰金を運用したとき。

五 第五十條第二項の規定による大蔵大臣及び通商産業大臣の命令に違反したとき。

第六十二條 第十九條第二項の規定に違反した者は、五萬元以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から施行する。

(この法律の廃止)

第二條 この法律は、昭和五十八年六月三十日まで廃止するものとする。

(経過措置)

第三條 この法律の施行の際現にその名称中に特定不況産業信用基金という文字を用いている者については、第十九條第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第四條 基金の最初の事業年度は、第四十二條の規定にかかわらず、その成立の日始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。

第五條 基金の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第四十三條中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「基金の成立後遅滞なく」とする。

(基金に対する日本開発銀行の出資)

第六條 日本開発銀行は、日本開発銀行法(昭和二十六年法律第八号)第十八條第一項の規定にかかわらず、大蔵大臣の認可を受けて、基金に出資することができる。

2 前項の規定により日本開発銀行が出資する場合における日本開発銀行法第十八條の二第二項並びに第五十一條第二号及び第四号の規定の適用については、同法第十八條の二第二項中「出

資」とあるのは「出資及び特定不況産業安定臨時措置法（以下「安定法」という。）附則第六条第一項の規定により行ふ出資」と、同法第五十一条第二号中「場合」とあるのは「場合及び安定法附則第六条第一項の規定により大蔵大臣の認可を受けなければならない場合」と、同条第四号中「規定する業務」とあるのは「規定する業務並びに安定法附則第六条第一項の規定による出資」とする。

（地方税法の一部改正）

第七條 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第四号中「林業信用基金」の下に「特定不況産業信用基金」を加える。

（所得税法の一部改正）

第八條 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中特定業種退職金共済組合の項の次に次のように加える。

特定不況産業信用基金	特定不況産業安定臨時措置法（昭和五十三年法律第 号）
------------	----------------------------

（法人税法の一部改正）

第九條 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表中特定業種退職金共済組合の項の次に次のように加える。

特定不況産業信用基金	特定不況産業安定臨時措置法（昭和五十三年法律第 号）
------------	----------------------------

（印紙税法の一部改正）

第十條 印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第三中情報処理振興事業協会等に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第二十八条第一項第四号及び第五号（業務の範囲）の業務に関する文書の項の次に次のように加える。

特定不況産業安定臨時措置法（昭和五十三年法律第 号）	特定不況産業信用基金
第三十九条第一項第一号（業務）	の業務に関する文書

（大蔵省設置法の一部改正）

第十一條 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第九号中「中央漁業信用基金」の下に「特定不況産業信用基金」を加える。

（通商産業省設置法の一部改正）

第十二條 通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第九条第三号の次に次の一号を加える。

三の二 特定不況産業信用基金に関すること。

理 由

最近における内外の経済事情の著しい変化にかんがみ、特定不況産業について、計画的な設備の処理等により特定不況産業における不況の克服と経営の安定を図るための計画を策定し、これを円滑に実施するため、設備の処理等に係る共同行為の実施に関する指示等の措置を講ずるとともに、特定不況産業の設備の処理のために必要な資金等の借入れに係る債務の保証に関する業務を行わせるため特定不況産業信用基金の設立等について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。